

日本簿記学会 実務研究部会

収益会計の現状と課題

最終報告書

2018年8月

部会長: 梅原 秀継(明治大学)

委員: 小阪 敬志(日本大学)

清水 泰洋(神戸大学)

菅原 智(関西学院大学)

中村 亮介(筑波大学)

成川 正晃(東北工業大学)

福川 裕徳(一橋大学)

村上 翔一(敬愛大学)

山田 康裕(立教大学)

オブザーバー: 佐藤 信彦(熊本学園大学)

目次

第 1 章 取引対価の配分-期中と期末の簿記処理-	1
第 2 章 支配の移転にもとづく履行義務の充足	12
第 3 章 工事契約-工事収益の認識について-	23
第 4 章 新しい収益認識基準におけるポイントプログラムの会計処理の分類	32
第 5 章 基準 29 号がもたらす予約販売・割賦販売への影響	44
第 6 章 リース取引における貸手側の会計処理	53
第 7 章 連結内部利益と新たな収益認識	62
第 8 章 金融負債の公正価値評価-企業の自己の信用リスク変動をめぐって-	74
第 9 章 収益認識を巡る近年の不適切な会計処理の事例	85
略語一覧	94

第1章 取引対価の配分-期中と期末の簿記処理-

清水泰洋（神戸大学）

1 はじめに

現在の多くの簿記教科書において、簿記の目的の第一は財務諸表の誘導的な作成に置かれている。そのため、入門書において簿記一巡の手続きの解説が終了した後の解説の多くの部分を占めるのが、決算整理に関わる項目となっている。その意味で、簿記は財務会計の一部をなしており、財務諸表作成のための欠かすことのできない道具として解説されている。

その一方で、簿記の解説には、単純に財務諸表の作成を目的としない内容も含まれている。その最たる例が帳簿組織や伝票会計であろう。これらが説明されているという事実は、教育においても経営管理への視点が完全には排除されている訳ではないことを意味する。簿記教育中で、経営管理と財務諸表のいずれに重きをおくかは程度の問題である。近年は、財務諸表作成を重視する傾向が続きながらも、二つは両立しながら簿記教育の中で教授され、大きな問題は指摘されてこなかったといえよう。

しかし、基準 29 号（企業会計基準委員会，2018a）に対する適用指針 30 号（企業会計基準委員会，2018b）においては、期中の管理目的に関する記録が不可能となるような、財務諸表作成のための仕訳が提示されている。特に大きな問題が予想されるのが、契約において複数の契約負債を認識し、個別の契約負債に取引対価を配分することが要求されるケースである。本章で示すように、適用指針で示される仕訳は翻って、実務に対する指針として、あるいは教育目的において、設例は仕訳をいかなる目的で行うべきかについて、重大な問題を提示していると考えられる。

本章では、簿記実務と簿記教育の両者において、期中取引と決算整理仕訳の間での役割分担がいかに行われているかについて簡単に考察したのちに、特に教育の場面においては取引をありのままに記録することが重視されてきたことを指摘する。その後、基準 29 号でしばしば発生する取引価格の複数要素に配分を、取引の発生時点での仕訳処理とすることについての是非を、実務の側面と教育の側面の両者から検討する。

定への配分は決算整理の仕訳数を削減することにつながる。

3 簿記教育における「ありのまま」の期中取引

しかしながら、このような決算整理を省力化する会計処理は、少なくとも日本の簿記教育の場面では積極的には説明されてこなかった¹。教科書では、再整理仕訳などを正しく、かつ実施すべき会計処理とし、他の選択肢を説明しないことが一般的であったといえよう。経理自由の原則の下で、適正な財務諸表を導出することが簿記教育の目的であるならば、教育においても会計処理の自由が認められる余地があるはずである。だが現実はそのようではない。暗黙のうちに、財務諸表作成のための正しい仕訳が想定されているのである。そこには正しいと見なされる仕訳が複数存在するという事実は、ほとんどの場合想定されていない²。特に、日本の簿記教育においては、期中取引と決算整理を峻別し、次期首には必要な項目について再整理を行うことが厳密に求められているように思われる。

では、このように期中取引と決算整理仕訳を厳密に区分し、そして次期首の再整理仕訳を教育する根拠はどこにあるのだろうか。この問いに直接的に答えるのは非常に難しいが、簿記の記録のあり方に対して非常に参考となる考え方を表明しているのが沼田嘉穂の『簿記教科書』である（沼田，1989）³。同書の中で、簿記の記帳について「簿記は取引を取引どおりに、ありのまま記帳することが原則であり、当然である」（p.85）という表現で記帳のあるべき姿を説明している。これは、商品勘定の記帳としては分記法が正しいという主張に対する反駁の一部として述べられている箇所である。同書では先の引用の後に、「……取引を人為的に分解して記帳する分記法は、……たとえそれが可能な場合でも、取引の記帳としては誤っている。このため総記法が正しい。」（p.85）と続けている。

ありのままの取引記録を行うということは、金額の分解にとどまるものではない。沼田（1989）の別の箇所では、仕入商品について輸入関税 20,000 円を直接的に仕入勘定に計上

¹ 教育における再整理仕訳については、島本（2015，第7章）が詳しい。再整理仕訳ではないが、その他有価証券評価差額金の期首での洗い替え処理を省略したまま決算日を迎える問題は、日本商工会議所が作成する簿記検定1級の問題で出題されている。

² 例外として、期中の消耗品購入を資産あるいは費用の両方で処理することを容認する消耗品の処理があげられる。記帳に際して資産を先に記入するか、費用を先に記入するかに関しては秋葉（1986）を参照。

³ ただし、『簿記教科書』において、初版から後述するようなありのままの記帳が強調されていたわけではない。初版（沼田，1956）ではこのような記述はほとんど見られず、後の六訂版（沼田，1967）でも明確な形では現れていない。徐々に形成されてきた簿記理論であると考えられるが、より詳細な検討が必要であろう。

する仕訳を、「理論のうえから、誤っており、実務的にも無理がある」(p.125)と説く。引き続きその理由について説明がなされているので引用すると次の通りである(沼田, 1989, p.125)。

「仕訳は、取引を取引どおりに把握すべきである。輸入関税を支払ったという取引(運賃、保険料なども同様)の仕訳は、借方(支払関税)が正しく、それ以外にはない。これを最初から仕入勘定に借方記入すると、取引はありのままに把握されず、支払関税という費用が元帳で示されない。……まず取引どおりに費用勘定に記入し、つぎに仕入勘定への振替を行うべきである。」

すなわち、沼田(1989)では取引が、帳簿に記録される金額および勘定科目の両者と対応していることを重視していると考えられる。同書ではさらに、勘定科目と帳簿組織の整合性についての言及も見られる。すなわち、商品勘定の分割(五分法)においても説かれており、「戻り品、戻し品を売上帳、仕入帳に控除記入する制度のもとでは、元帳に戻り品勘定、戻し品勘定をもうけることは特殊仕訳帳と元帳の勘定との金額の一致を乱すもので、誤っている」と説く(p.123)。ここで取引事実と会計記録の整合性は、帳簿組織にまで及ぶものであると考えられる。

では、沼田(1989)が説く「ありのまま」とは何を意味するのであろうか。同書の中ではこの問題について直接的に答える箇所はなかったが、おそらく、取引事実を示す証憑に見られる内容と、補助帳簿上および元帳上の勘定との間での、金額及び科目の整合性を意味していると考えられる。分課制度が存在する企業組織において、おそらく下級の職員が日常の取引を証憑に示されるよう「ありのまま」に仕訳を行うことが予期されていたのであろう。現在においてこの考えがどこまで継承されているかは明らかではないが、「財務会計の概念フレームワーク」公表以降も例えば支払保険料についての勘定科目の変更が見られない⁴ことから、教育においては根強く残っていると推測される。

4 基準 29 号における複数要素取引の仕訳

基準 29 号においては、単一の契約において履行義務が複数の要素から構成されると判断される場合、取引価格は独立販売価格の比率に基づいて履行義務に配分されることを要求

⁴ 海外のテキストでは、時間基準で計上される費用の前払いについては資産(前払費用)を計上し、決算時点で費用に振り替える処理が一般的である(例えば Libby, Libby and Short, 2017; Kieso, Weygandt and Warfield, 2016)。同様の指摘は、秋葉(1986)でも行われている(p.135, 注(2))。

している（企業会計基準委員会，2018a，pars.66，68）。算定される履行義務の独立販売価格の合計額が取引価格と異なる場合，個々の履行義務に配分される額は，取引に際して作成される証憑に示される金額とは異なるものになる。実際に，適用指針 30 号の設例を見ると，取引価格とは異なる金額を個別の履行義務に配分する仕訳が見られる。具体的には設例 11（返品条件付の販売）⁵，設例 21（重要な権利を顧客に与えるオプション），設例 22（カスタマー・ロイヤルティ・プログラム），設例 29（他社ポイントの付与）である。

これらの設例では，取引の結果として発行される証憑に示されるのとは異なる金額が，複数の貸方勘定科目に計上される仕訳を説いている。すなわち，前節で沼田（1989）が説いた，取引どおりにありのままに記録を行うのとは異なる記録が行われる可能性がある⁶。設例に示されたように取引発生時点で証憑とは異なる金額で個別の履行義務を即時に認識すべきか，あるいは，取引発生時点では証憑に従ったありのままの記録を行い，決算の時点で修正を行うべきなのかが問題となる。また，教育という側面を考えると，勘定科目の問題についても検討する必要があるかもしれない⁷。以下ではこれらの問題についての考察を行うこととする。

留意すべきは，実務上の検討と教育上の検討は別個に行わなければならない点である。実務上の検討においては，期中記録の管理目的での有用性，そして期中の記録や財務諸表の作成のコストが問題となる一方，教育上の検討においては，現在においてもありのままの取引記録を行うのか，それとも理論的に計上されるべき収益額の表示を優先すべきであるかが問われることとなる。

以下では，①商品の販売と保守サービスの提供（設例 1），②返品条件付の販売（設例 11）と，③カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（設例 22）についてそれぞれ考察を行うこととする。

⁵ 設例 11 は変動対価の問題である。

⁶ IFRS15 以前から，このような会計処理を要求していたのが AICPA によって公表された SOP97-2 であった。同文書は，ソフトウェアに関する収益認識に関するものであるが，例えばソフトウェアのアップデートが提供される場合は，それがたとえ確約されたものでなく，「if-and-when-available」なものであっても，当該アップデート部分に関してはその他の構成要素とは別個に金額の配分を行い，時の経過に応じた収益認識を行うことが要求されていたのである（AICPA，1997，pars.9-10，57）。

⁷ 設例の前には，設例全体の留意点として「設例における勘定科目の名称は便宜的に示したものであり，取引の実態に即して決定することとなる」とあり（適用指針 30 号，p.46），具体的な勘定科目の適切性については別途検討する必要がある。簿記上の勘定科目と財務諸表上の表示科目の関係については，原（2009）を参照。

① 商品の販売と保守サービスの提供（設例 1）

適用指針 30 号の設例 1 は、収益を認識するための 5 つのステップを解説するため、商品の販売と保守サービスの提供を解説している。この設例では取引価格 12,000 千円は、2 種類の履行義務、すなわち商品の販売の取引価格 10,000 千円と保守サービスの提供の取引価格 2,000 千円の合計額に等しく、取引価格の履行義務への配分に際して困難は生じない。保守サービスは当期と翌期に提供されるため、取引価格のうち商品の販売にかかる 10,000 千円と、今年度の保守サービスにかかる 1,000 千円は当期の収益として、残りの 1,000 千円が翌期に収益として計上される。

設例では仕訳は示されていないが、以下のような仕訳が想定されているであろう。

(借)	(債 権)	12,000	(貸)	売	上	10,000
				(収 益)		1,000
				(契 約 負 債)		1,000

問題は、契約を取引として認識した時点で収益を複数の要素に分解すべきなのか、そしてもし分解するのであれば、括弧内に記した項目にどのような勘定科目を用いるべきかである。勘定科目は企業がその必要性に応じて個々に定めるものであるが、適用指針 30 号に示される勘定科目は教育に対しては大きな影響をもたらすと考えられるため、検討は必要であろう。

この設例において取引を分解することについて、少なくとも実務においては容認されるであろう。保守サービスの提供に関する契約負債の計上額は証憑との突き合わせにより容易に検証が可能であろうし、また、収益が計上される時点と金額は事前に定まっているため、分解した記帳によりコストの削減が可能である。基準の適用が開始されるまでに整備されることが予定されている開示に対する要求⁸を前提とすると、保守サービスの提供に関する勘定科目は商品の販売に関する勘定科目とは異なるものが必要とされると予想される。

教育においてはどうかであろうか。まず、取引の分解は、取引をありのままに仕訳を行うという立場からは容認されないであろう。分解を否認する立場からの正しい会計処理は、当初に売上を全額計上し、決算に際して売上高を調整する形で経過勘定を認識するというものである。しかし、収益基準の考え方、特に取引価格の履行義務への配分という手続きを教

⁸ 収益の表示科目については、基準 29 号が適用される時に検討されることとされているため (par.155)、現時点では勘定科目は不明である。ただし、物品等の販売に伴う収益と役務の提供に伴う収益の区分が要求されることが予想され、その場合は収益の勘定科目は別個のものとする必要がある。

授するためには、取引を分解した形式での仕訳の教示は必要である。ここで、簿記教育の目的観によってあるべき仕訳が変化することとなる。

取引を分解する立場に立つと、勘定科目も問題となる。期末の貸借対照表上で契約負債は前受収益（英文財務諸表では“deferred liabilities”）と表示されると予想されることから、同名の勘定科目を利用することが自然である。ただし、前受収益は従来、決算整理によって出現する経過勘定項目と説明が行われてきた。経過勘定項目が期中の仕訳で利用されるといふ結論をもたらす点については慎重に検討しなければならない。さらに、借方勘定科目を何にするかも問題である。直感的には売掛金が想起されるが、未履行の契約負債についても売掛金という勘定科目が適用可能であるのかは十分に検討されているとは言いがたい。勘定科目の概念の変更が求められる可能性があるのである。

② 返品条件付の販売（設例 11）

この設例では、未使用の製品が 30 日以内に返品される場合に、全額返金することに応じる契約に関して、以下の仕訳が示されている（売上原価に関する仕訳は省略している）。

(借)	現	金	10,000	(貸)	売	上	高	9,700
					返	金	負	債
								300

この会計処理は、適用指針 30 号の par.85 に定める通りの仕訳である。同 par.85 (2) は、顧客の返品権に伴う返金負債を、販売時点で認識することを要求するように読める。しかし、実務において、販売のたびに返金負債を認識し、返品可能期間経過後に返金負債の認識中止することは非効率であろう。会計期間が返品可能期間に対して十分に長いならば、期末に計上される返金負債が売上高に対して占める割合はわずかである。一般に返品は販売者からは管理不能な要素であり、顧客ごとに個別に管理する必要性は高いとは考えられない。返品を個別的に管理する必要が薄いならば、期中は返品のリクエストがあるたびに売上高と売上原価を調整し、期末に一括して返品の可能性のある部分について返金負債を計上する方法を採用の方が記帳コストは低くなる。ただし、返金負債、返品資産を示す勘定科目として何をを用いるべきかについては検討が必要だろう⁹。

では、教育において取引は分解するべきであろうか。この点については、先の設例と同様の議論が可能であろう。取引はありのままに記録すべきで、基準への準拠は決算修正として

⁹ 英文財務諸表では営業にかかる流動負債項目は“other payable(s)”と表示され、これが“accounts payable”に含まれることとなるであろう。

行うべきなのか、忠実に基準を表現する期中仕訳を要求するののかによって結論は変化しうる。取引の分解が許容される場合、勘定科目についても検討の余地があるが、返金負債という勘定科目が容認されるのであれば、負債の内容を反映した勘定科目であると考えられる。

③ カスタマー・ロイヤルティ・プログラム（設例 22）¹⁰

この設例においては、商品販売に対してポイントが発行され、それが使用されるという取引について仕訳が示されている。

適用指針 30 号での設定は次の通りである（本章に直接関連しない部分については省略している）。

[設例]

- (1) A 社は、A 社の商品を顧客が 10 円分購入するごとに 1 ポイントを顧客に付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供している。顧客は、ポイントを使用して、A 社の商品を将来購入する際に 1 ポイント当たり 1 円の値引きを受けることができる。
- (2) X1 年度中に、顧客は A 社の商品 100,000 円を現金で購入し、将来の A 社の商品購入に利用できる 10,000 ポイント（ $=100,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 円} \times 1 \text{ ポイント}$ ）を獲得した。対価は固定であり、顧客が購入した A 社の商品の独立販売価格は 100,000 円であった。
- (3) A 社は商品の販売時点で、将来 9,500 ポイントが使用されると見込んだ。A 社は、本適用指針第 50 項に従って、顧客により使用される可能性を考慮して、1 ポイント当たりの独立販売価格を 0.95 円（合計額は 9,500 円（ $=0.95 \text{ 円} \times 10,000 \text{ ポイント}$ ））と見積った。

適用指針 30 号では商品の販売時に、

(借)	現金	預金	100,000	(貸)	売上	高	91,324
					契約	負債	8,676

という仕訳が行われる。また、商品販売と同じ X1 年度に使用されたポイントについては、期末時点において、

(借)	契約	負債	4,110	(貸)	売上	高	4,110
-----	----	----	-------	-----	----	---	-------

¹⁰ ポイントの会計処理については、様々な類型を考えることができる。詳細な議論については、本報告書第 4 章を参照されたい。

という仕訳が示されている¹¹。

これらの仕訳は、ポイントの収益の計上額を示す設例としては適切であっても、勘定記録を期中管理に用いる立場からは、勘定への売上高の記入額が証憑上の金額と相違するという状態が継続的に発生することとなり、不適切である¹²。証憑に示される額面上の売上高を一度は帳簿に記録すべきであるという立場からは、別の処理が望まれる。

では、実務においてはどのような記録が望ましいのであろうか。実務においてポイントは顧客ごとに発行され、顧客ごとに管理されるべきものであるため、期中においてはポイントが額面金額で管理されることを前提とするならば、ポイント負債を額面で計上しておき、期末において調整することが必要である。期中には、

(借)	現金預金	100,000	(貸)	売上高	100,000
	ポイント仮勘定	10,000		ポイント負債	10,000

と仕訳を行い、ポイントが使用されるたびにポイント負債を取り崩す。ポイントが使用されたときには、

(借)	ポイント負債	4,500	(貸)	売上高	4,500
-----	--------	-------	-----	-----	-------

と額面通りで仕訳を行う。期末には、売上高を独立販売価格に比例するように調整を行う。すなわち、売上高を額面上の販売額である 104,500 円から損益計算書に計上されるべき 95,434 円に修正する¹³。具体的には、期中には額面金額で計上されていた発行・使用されたポイントを、独立販売価格に基づいて収入額に配分されるべき金額へと修正を行うため、売上高およびポイント負債の両者の残高に $100,000 \text{ 円} \div (100,000 \text{ 円} + 9,500 \text{ 円})$ を乗じ、額面

¹¹ X1 年度の収益計上額は、X1 年度末までに使用されたポイント 4,500 ポイント ÷ 使用されると見込むポイント総数 9,500 ポイント × 8,676 円 = 4,110 円と計算されている

¹² 考えられる問題は細かいものまで含めると多岐にわたる。まず、企業には額面上のポイントの増減についても継続的な管理が必要であるが、期中に利用されたポイントの処理を期末まで延期する適用指針の仕訳例は、期中販売の記帳の延期を要求することとなり管理の様態と合致しない可能性がある。期中におけるポイントの発生と消滅（利用）を、配分された履行義務の金額で記録を行う場合、ポイントの額面価格と、当初認識された金額との差額の処理が、販売のたびに必要となる。ここでポイントの付与率が取引ごとに異なるならば、ポイント負債に配分される金額は取引ごとに異なり、ポイント負債の単価も異なる。そのため、ポイント負債について先入先出法または平均法により出納管理を行う必要があるが、この処理は極めて煩雑である。加えて、期中に使用されるポイント総数の見積もりが変更されると、販売記録の後で売上高と契約負債の調整が必要となる。ポイントの独立販売価格がポイントの額面価値と等しくない場合、ポイントの使用割合は収益計上額に影響するため、ポイント負債と収益の配分計算が継続的に行われる場合、顧客にポイントの使用を抑制または促進させるインセンティブを従業員に対して生じせしめる可能性も考えることができる。

¹³ これは、取引価格と発行されたポイントの独立販売価格の比率で、売上高とポイントとに分解するための比率である。

との差額をポイント仮勘定との間で相殺する。管理上、ポイント負債は額面価額を維持する必要があるため、ポイント負債を直接控除するのではなく、評価勘定としてポイント負債調整勘定をおく¹⁴。

(借)	売	上	高	9,066	(貸)	ポイント仮勘定	10,000
						ポイント負債調整	934

これらの仕訳は、ポイントにかかる収益・負債額を期末の計算によって求め、期中に計上された金額との間で差額を取る仕訳である。上記の仕訳例は、ポイントに関する個別的な管理が行われていることが前提となっているが、同時に、収入額と額面上の売上高との差異を吸収するために、初回販売時点で仮勘定をおかざるを得ない結果となっている。

適用指針への評価は、様々なものが考えられる。仕訳の回数を減らしたという点で実務に配慮したという評価もできるだろうが、設例を仕訳形式で示したため、かえって期中取引の実務的実現可能性に対して疑念を残すという評価もできるだろう。仕訳ではなく計算方法のみを示すという選択肢もあったと思われる。

では、教育においては、どのような仕訳が示されるべきであろうか。ここで、収益基準に関する簿記処理を、仕訳なしで教示することは、従来の教育慣行からは不適切であると判断されるであろう。しかし、基準にしたがった財務諸表の数値に至るには、期中のポイント利用など、実際に起こりうる期中取引の解説は捨象する必要が生じる。ここで、教育においても財務諸表作成のために条件を単純化した簿記と、期中管理のための簿記という、2種類の異なる簿記が別個に教示される必要性が発生することとなる¹⁵。

5 結びにかえて

本章では、契約において複数の履行義務を認識し、個別の履行義務に取引対価を配分することが要求されるケースについて、いかなる仕訳処理を行うべきかを、実務と教育に区分して考察を行った。ここから得られる結論は単純に、実務では期中の取引発生時に履行義務を個別認識すべきという単純なものではない。実務において、期中取引の分解の是非は、記帳コスト、そして認識される履行義務の管理の必要性と複雑性に依存するのである。特にポイ

¹⁴ 期末に一括してポイント仮勘定とポイント発行対象の売上高との比率で売上高とポイント負債の金額を調整する。ポイント負債について総平均法を利用しているが、移動平均法を利用することになると、別の管理方法が必要となるであろう。

¹⁵ 実際には、このような分化は明確に認識されていないかもしれないがすでに発生している。退職給付会計について、一人の従業員を対象として仕訳処理を解説しているのはその例である。

ントに関する負債を帳簿上で額面額で管理するためには、設例とは異なる仕訳処理が必要とされることが示された。他方、教育においては、取引をありのままに記録するという、従来からの簿記記録の役割を維持すべきなのかという問題を基準 29 号は突きつけていると言えよう。これまで大きな問題もなく共存していると考えられていた、「決算中心の簿記と会計管理のための簿記」(岩田, 1956) という古くて新しい問題が、簿記教育においても問われているのである。

【参考文献】

秋葉国利 (1986) 「費用性資産の簿記処理における資産法と費用法」『北海学園大学経済論集』第 23 巻第 4 号, 119-137 頁。

岩田巖 (1956) 「二つの簿記学 - 決算中心の簿記と会計管理のための簿記 - 」『産業経理』第 15 巻第 6 号, 8-14 頁。

企業会計基準委員会 (2018a) 「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。

企業会計基準委員会 (2018b) 「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。

島本克彦 (2015) 『簿記教育上の諸問題』関西学院大学出版会。

沼田嘉穂 (1956) 『簿記教科書』同文館。

—— (1967) 『簿記教科書 六訂版』同文館。

—— (1989) 『簿記教科書 四訂新版』同文館。

原俊雄 (2009) 「財務諸表項目と勘定科目一標準化に向けての留意点」『会計』第 176 巻第 1 号, 15-24 頁。

AICPA (1997) *AICPA Statement of Position 97-2, Software Revenue Recognition*.

Libby, R., P. A. Libby, and F. Hodge (2017) *Financial Accounting, 9th ed.*, McGraw-Hill Education.

Kieso, D. E., J. J. Weygandt, and T. D. Warfield (2016) *Intermediate Accounting, 16th ed.*, Wiley.

第2章 支配の移転にもとづく履行義務の充足

山田康裕（立教大学）

1 はじめに

周知のとおり、2014年5月にIASBからIFRS15（IASB, 2014b）が公表された。これをうけて、わが国でも包括的な収益認識基準の検討が進められ、2018年3月に基準29号（企業会計基準委員会, 2018）が公表された。この基準29号に大きな影響を与えたIFRS15は、ストックの変動にもとづいて収益を認識することを企図したものであるといわれている。すなわち、履行義務の充足に伴って資産や負債のストックが変動することによって、収益を認識しようというわけである。

IFRS15が公表されるまでの収益認識基準であったIAS18（IASB, 1993）では、リスク・経済価値の移転を手掛かりとして収益を認識しようとするものであったが、IFRS15では支配の移転を手掛かりとして履行義務の充足を捉えて収益を認識しようとするものとなっている。はたして、リスク・経済価値の移転に基づく収益認識と支配の移転に基づく収益認識とでは、いかなる点で異なっているのだろうか。本章では、かかる問題意識のもと、支配の移転を手掛かりとして履行義務の充足を捉えて収益を認識しようとするIFRS15の特徴の一端を明らかにすることを目的としている。

まず次節では、IFRS15の支配の移転という考え方の概要を明らかにする。次いで第3節では概念フレームワークの見直しにおける認識の中止の議論との関連性について論じる。つぎに第4節では、リスク・経済価値の移転に基づく収益認識と支配の移転に基づく収益認識との違いについて考察する。そして第5節では、具体的な事例として返品権の付された財の販売を取り上げ、その簿記処理について考察する。最後の第6節は、まとめである。

2 支配の移転

IFRS15では、企業が収益の認識を、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行わなければならないという中心となる原則に従うべく、以下の5つのステップを適用

して収益認識がなされる (par.IN7¹)。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ 5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

このような 5 つのステップのなかでも、本章にとって重要なのは「企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する」というステップ 5 である。ここからも明らかのように、IFRS15 では収益の認識にあたって履行義務の充足に焦点が当てられている。この点について IFRS15 は、「収益は、財またはサービスが顧客に移転されたとき（または移転されるにしたがって）認識される。これは、企業が履行義務の充足を、当該履行義務の基礎となる約束した財またはサービスに対する支配を顧客に移転することにより行うからである」(par.BC117) とのべている。すなわち、財またはサービスに対する支配を顧客に移転することによって、履行義務が充足されるのである。したがって、ここでいう支配の移転とは何かということがつぎに問題となる。

IFRS15 によれば、「約束した財またはサービス（すなわち、資産）の支配とは、顧客が当該資産の使用を指図して当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを得る能力である」(par.BC120) とされている。ここで能力とは「(顧客が資産の使用を指図して当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを得る) 現在の権利」(par.BC120(a)) であると、使用の指図とは「顧客が資産を自らの活動に利用するか、当該資産を他の企業が活動に利用することを認めるか、または他の企業による当該資産の利用を制限すること」(par.BC120(b)) であると、さらに便益の獲得については「概念上、財またはサービスからの便益は、潜在的なキャッシュ・フローである。顧客は便益を直接または間接に資産の使用、消費、処分、売却、交換、担保差入れまたは保有など多くの方法で得ることができる」(par. BC120(c)) とされている。また理論的には支配は企業自身の観点からも、あるいは顧客の観点からも判定することができるが、IFRS15 は後者の観点をとっている。その理由として IFRS15 は、つぎのようにのべている。「両審議会は、支配は主として顧客の観点から判定すべきだと決定した。

¹ 以下では、IFRS15 からの引用はパラグラフ番号のみを示すことにする。

この観点により、企業が顧客への財またはサービスの移転と一致しない活動を行うことによって収益を認識するリスクが最小限となる」(par.BC121)と。

さらに、このような支配が移転するとはどのようなことなのかについて、IFRS15は、支配が移転したことを示す指標として、つぎのようなものをあげている。ただしIFRS15は、「これらに限定されない」としており、これら以外にも支配の移転を示す指標がありうることを示している (par.38)。

- 企業が資産に対する支払いを受ける現在の権利を有している。
- 顧客が資産に対する法的所有権を有している。
- 企業が資産の物理的占有を移転した。
- 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を有している。
- 顧客が資産を検収した。

このように、財またはサービスが移転されて履行義務が充足されたかどうかを判断するための手掛かりとして、IFRS15は支配の移転に注目している。そもそも、このような手掛かりとして、支配の移転に注目する見解と、リスク・経済価値の移転に注目する見解とがある。IFRS15では前者をとる理由として、以下の3点が指摘されている (par.BC118)。

- 現行の資産の定義は、企業が資産の認識または認識の中止をいつ行うのかを決定するために、支配を用いている。
- 企業がリスクと経済価値の一部を保持している場合、リスク・経済価値の移転を基準にすると判断が困難になることがあるのに対して、支配を基準にすると判断が整合的になる。
- リスク・経済価値の移転を基準にすると、履行義務の識別にあたって本来区分すべき義務が単一の義務として識別されてしまう可能性がある。

このような2つの見解は、収益の認識の問題に留まらず、認識一般の問題との関係で取り上げられている。次節では、2つの見解に関連して、概念フレームワークの改訂のなかでなされた認識の中止についての議論をみていくことにしたい。

3 改訂版概念フレームワークにおける認識の中止

IASBは2018年3月に改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」を公表した。今回の改訂によって大きく変わった点の1つとして、認識の中止に関する規定が加わったことがあげられる。この改訂作業のなかで公表された討議資料「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」(IASB, 2013)は、IFRS9 (IASB, 2014)では、認識の中止が、これまで認識されていた金融資産または金融負債を企業の財政状態計算書から除くことと定義されている (IASB, 2013, par.4.28) のに対して、1989年に公表され2010年に一部改訂された従前の「概念フレームワーク」では、認識の中止が定義されておらず、認識の中止はいつ発生すべきなのかが記述されていない (IASB, 2013, par.4.29) 点を指摘していた。

かかる認識の中止をめぐる考え方として、IASB (2013) では、支配アプローチとリスク・経済価値アプローチという2つの考え方があげられている。支配アプローチとは、「資産についての認識の中止の規準は当該資産の支配 (法的な所有またはリスクと経済価値ではなく) に焦点をあて、負債の認識の中止の規準は、企業が依然として負債を有するのかどうか に焦点をあてるということである」(IASB, 2013, par.4.36) とする考え方であり、リスク・経済価値アプローチとは、「企業は、資産または負債から創出されるリスクと経済価値の大部分に晒されなくなるまで、資産または負債の認識を継続すべきである」(IASB, 2013, par.4.36) とする考え方である。

支配アプローチの支持者は、「過去に認識されていたのかどうかを問わず、同一の権利または義務は同じ方法で扱う。そうすることにより、企業の経済的資源および義務をより中立に、したがって、より忠実に描写する財務諸表をもたらす可能性がある。また、財務諸表を比較可能性の向上によって改善する可能性もある。さらに、リスク・経済価値アプローチとは異なり、資産または負債の認識の中止を行うのに十分なほど企業がリスクと経済価値を移転したのかどうかを判定する必要性が避けられる」(IASB, 2013, par.4.37) と主張する。もう一方のリスク・経済価値アプローチの支持者は、以下のような場合には状況の変化を忠実に表現することにはならないと主張する。それは、「認識している資産または負債の重大な減少があるが、企業が負担しているリスクには重大な減少はない[場合である]。一例は、企業が受取債権を移転するが、当該資産から生じる将来の貸付金損失の全部または大部分について購入者に保証をしている場合」(IASB, 2013, par.4.38(a)) であり、また「収益 (または利得) のうち、先渡契約 [.....], 売建プット・オプション, 買建コール・オプション またはリースなどの手段を通じて仕入先に返還する可能性があるかまたは返還しなければ

ならない資産の引渡時に生じるもの」(IASB, 2013, par.4.38(b))である。

さらに IASB が 2015 年に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(IASB, 2015) では、認識の中止について、「認識の中止とは、過去に認識した資産または負債の全部または一部を企業の財政状態計算書から除去することである。資産については、これは通常、企業が過去に認識した資産の全部または一部に対する支配を喪失する場合に生じる。負債については、これは通常、企業が過去に認識した負債の全部または一部について現在の義務をもはや有していない場合に生じる」(IASB, 2015, par.5.25, 傍点は引用者)とされている。ここからも明らかなように、IASB (2015) では IASB (2013) で示されていた 2 つの考え方のうち、支配アプローチがとられているのである。

以上より、概念フレームワークにおけるリスク・経済価値アプローチは収益認識におけるリスク・経済価値の移転に注目する見解と親和性が高く、また概念フレームワークにおける支配アプローチは収益認識における支配の移転に注目する見解と親和性が高い。しかも、収益認識において支配の移転に注目する見解に基づいて基準設定がなされたことと、概念フレームワークにおいて認識の中止をめぐって支配アプローチがとられたこととは整合的であるといえる。

4 リスク・経済価値アプローチと支配アプローチ

では、リスク・経済価値アプローチと支配アプローチとで、具体的にどのような点が異なってくるのであろうか。この点について、まず IASB (2008) で示された設例に基づいて両者の相違点をみていくことにしたい。IASB (2008) は、「企業が顧客に資産を移転したかどうかを決定する場合(すなわち、顧客が約束された財またはサービスを受領したかを決定する場合)、資産に対する支配の移転と資産の所有に係るリスクと経済価値の移転とを区別することは重要である。場合によってはこれらの概念は一致するが、そうではない場合もある」(IASB, 2008, par.4.10) としたうえで、2 つの設例を示している。まず 1 つめの設例はつぎのとおりである (IASB, 2008, par.4.11)。

[設例 1]

ツール社は電気工具を販売している。顧客の購入を促すため、ツール社は購入から 30 日以内であれば顧客からの返品を受け入れ、購入価格の全額を返金している。

まず支配アプローチに基づいた場合、当該設例では収益は認識される。「この例では、引渡時点で顧客は工具を支配している。つまり、その時点で当該工具は顧客の資産であり、ツ

ール社はもはやその工具に対して強制可能な権利を有していない」(IASB, 2008, par.4.12)。したがって、ツール社から顧客へと支配が移転したとみなされるため、収益が認識されるのである。これに対してリスク・経済価値アプローチに基づいた場合、収益は認識されない(ただし、移転したリスク・経済価値に対応する分だけを収益認識できると考えることも可能かもしれないが、当該設例では取引要素をどのようにわけるかについては何ものべられていないため、一部の収益を認識できるかどうかは明らかではない)。というのも、「工具の所有に係るリスクと経済価値は、当該工具の引渡時点で顧客に完全に移転しているわけではない。紛失や盗難のリスクなど当該工具の所有に伴うリスクの一部は顧客が負っているが、ツール社は工具が返品されるリスクや返品された工具がツール社にとって価値が下落しているリスクなどの他のリスクを負っている」(IASB, 2008, par.4.13) からである。このように、リスク・経済価値アプローチでは収益認識されない(あるいは、すべきかどうか明確ではない) ケースであっても、支配アプローチによれば収益認識を明確に行うことが可能となるのである。

さらに IASB (2008) は 2 つめの設例として、つぎのようなものを示している (IASB, 2008, par.4.14)。

[設例 2]

ツール社は電気工具を販売している。顧客の購入を促すため、ツール社は顧客に 30 日間の試用を認める。この試用期間にツール社はいつでも工具の返品を求めることができ、30 日以内に工具が返品されない場合には全額の支払いを受ける権利を得る。

この設例については、まず支配アプローチに基づいた場合、収益は認識されない。というのも 30 日の試用期間が経過するまで、ツール社はいつでも工具の返品を求めることができ当該工具に対する強制可能な権利を有しているため工具はツール社の資産であり、顧客が当該工具を支配している(支配がツール社から顧客に移転した)とはいえないからである (IASB, 2008, par.4.16)。これに対してリスク・経済価値アプローチに基づいた場合、設例 1 と同様に、収益は認識されない(あるいは、すべきかどうか明確ではない) (IASB, 2008, par.4.15)。

これら 2 つのケースから IASB (2008) では、以下の 3 点が指摘されている。まず 1 つめは、「契約において複数の当事者が工具の所有に伴うリスクを共有しているという事実は、資産が一方の当事者から他方へ移転しているかどうかを決定する場合にリスクと経済価値の概念を適用することを困難にする」(IASB, 2008, par.4.17) ということである。2 つめ

は、「その概念を適用する場合、資産のリスクと経済価値の大部分が顧客に移転したかを企業が判断しなければならない」(IASB, 2008, par.4.17)ということである。そして3つめは、「支配に焦点をあてることによって、資産が移転する時点に関してより整合的な決定が下せる」(IASB, 2008, par.4.18)ということである。

5 返品権を例とした IFRS15 の特徴

前節でみたようにリスク・経済価値アプローチでは買い手にリスク・経済価値が移転したかどうか曖昧なケースであっても、支配アプローチによれば明確に判断されるという。本節では、かかる支配アプローチを採用した IFRS15 の特徴を返品権を例として考察していくことにしたい。そこで、IASB (2011b) で示された返品権の例をみてみよう。当然、IASB (2011b) 自体は IFRS15 の公表以前にすでに公表されていたものであるが、IASB (2011b) で示された返品権の取扱いの特徴は、IFRS15 にもそのままあてはまると思われるが故に、ここで IASB (2011b) を取り上げるわけである。IASB (2011b, IE18) では、返品権について、つぎのような例が示されている。

[設例 3]

企業が、100 個の製品をそれぞれ CU100 で販売する。企業の通常の商慣行では、未使用の製品を 30 日以内に返品して全額の返金を受けることを顧客に認めている。各製品の原価は、CU60 である。取引価格を算定するため、企業は、権利を得ることとなる対価の金額の予測に最も役立つアプローチは、最も発生の可能性の高い金額であると決定する。最も発生の可能性の高い金額を使用して、企業は製品 3 個が返品されると見込む。企業の経験は、企業が権利を得ることとなる対価の金額の予測に役立つ。

企業は、製品回収のコストには重要性がなく、返品された製品は利益を出して再販売できると見込んでいる。

製品の支配の移転時に、企業は返品されると見込んでいる製品 3 個については収益を認識しない。したがって、企業はつぎのものを認識することとなる。

(a) CU9,700 の収益 (CU100 × 返品されないと見込んでいる製品 97 個)

(b) CU300 の返金負債 (CU100 × 返品されると見込んでいる製品 3 個)

(c) 返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての、CU180 の資産 (CU60 × 製品 3 個)。したがって、製品 97 個について売上原価に認識される金額は、CU5,820 (CU60×97) である。

ここで認識される収益の額は CU9,700 とされており、返品が見込まれる 3 個分については収益が認識されていない。これは、3 個分については返品の可能性があるが故に支配が移転していないとみなされているからなのであろうか。いや、そうではない。前節の設例 1 では、支配アプローチのもとでも、返品の可能性があったとしても、その分も含めて買い手に支配が移転しているとして総額が収益として認識されていたはずである。では IASB(2011b) (IFRS15 でも同様) において返品の可能性のある分については収益として認識されないのはなぜなのであろうか。ここで重要となってくるのが変動対価という考え方である。変動対価について、IFRS15 は、「契約において約束された対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、企業は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることになる対価の金額を見積らなければならない」(par.50) とのべている。そして、対価の変動によって収益として認識されなかった分は返金負債として計上されるという。返金負債について、IFRS15 は、「企業は、顧客から対価を受け取り、その対価の一部または全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、返金負債を認識しなければならない。返金負債は、受け取った(または受け取る)対価の金額のうち、企業が権利を得るとは見込んでいない金額(すなわち、取引価格に含まれない金額)で測定される」(par.55) とのべている。このように、IFRS15 では支配アプローチに基づき収益認識の在り方を改善しようとしたものであるが、返品権にみられるような変動対価の考え方は支配アプローチを採用したが故に取り入れられたものではなく、別の根拠によるものであることを指摘できる²。

では、このような返品権の取引における収益の認識をどのように仕訳すべきであろうか。支配の移転時において収益を認識するとともに返品が見込まれる分については収益を認識しないという設例の説明を素直に理解すると、まず、つぎのような仕訳が考えられるであろう (A 案)。

(借)	現金預金	10,000	(貸)	売上	9,700
				返金負債	300

すなわち、取引時点において上記のような仕訳がきられるわけである。しかし、上記の設例で 9,700 の収益や 300 の返金負債を認識するというのは、取引時点(販売時)を前提にしたものであるかどうかは必ずしも明らかではない。したがって、つぎのような仕訳も考え

² 本章では詳細に検討できないが、変動対価の考え方は、対価の変動リスクを認識面すなわち取引時点ではさしあたり総額で認識しておき、変動リスクについては引当金を計上するなどして対処するのではなく、測定面すなわち期待値などを用いて金額に変動リスクを反映させる方向へと変化した概念フレームワークでの議論の影響があるものと思われる。

られるであろう (B 案)。

【販売時】

(借) 現金預金 10,000 (貸) 売上 10,000

【決算時】

(借) 売上 300 返金負債 300

すなわち、販売時点においては対価の総額を収益として認識し、決算時点において変動対価の考え方に基づいて返品の可能性がある分だけ収益を減額するとともに返金負債を計上するのである。従来、期中の原始記入の段階では現金収支の額自体 (対価の総額) でまずは計上しておき、決算記入の段階で当期の成果に関連する収支と当期の成果に関連しない収支とに区分し、前者だけを当期の損益とするという手続きが行われてきた。かかる処理を前提に考えるならば、上に示した 2 つの仕訳のうち、B 案のほうが整合的であるといえるであろう。

6 おわりに

以上、本章では、IFRS15 の収益認識におけるステップの 1 つである支配の移転にともなう履行義務の充足に着目し、その特徴を明らかにし、さらに返品権を取り上げて考える仕訳を検討した。IASB の説明や設例は必ずしも簿記処理を前提にした議論ではなく、不明確な部分も少なくない。本章では返品権しか取り上げることができなかったが、多角的な検討が望まれる。

【参考文献】

秋葉賢一 (2009) 「中長期プロジェクト項目 (MoU 関連項目) の検討状況」『季刊会計基準』第 25 号, 24-37 頁。

企業会計基準委員会 (2018a) 「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。

—— (2018b) 「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。

吉良友人 (2015) 「金融資産の認識の中止と IASB 概念フレームワークの見直し」『関西学院商学研究』第 69 号, 15-35 頁。

佐々木隆志 (2016) 「新収益認識基準におけるもう一つの資産負債アプローチ」『会計』第 189 巻第 6 号, 1-13 頁。

姚小佳 (2012) 「収益認識における支配規準の意義」『商経学叢』第 58 巻第 3 号, 461-475

頁。

豊田俊一（2012）「会計における認識規準の客観化—IASB・FASB 収益認識プロジェクトの再検討—」大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社，141-166 頁。

松本敏史（2015）「収益認識プロジェクト—理論と慣習の相克」辻山栄子編著『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望—』中央経済社，251-282 頁。

万代勝信（2013）「収益認識プロジェクトの展開」『会計』第 184 巻第 3 号，1-14 頁。

——（2015）「わが国への収益認識基準の導入へ向けて」『会計』第 188 巻第 3 号，1-14 頁。

宮田慶一（2004）「金融資産の譲渡の会計処理—留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に—」『金融研究』第 23 巻第 2 号，49-72 頁。

渡辺雅雄（2012）「金融資産に対する支配の移転と認識中止」『会計論叢』明治大学専門職大学院会計専門職研究科，第 7 号，85-109 頁。

FASB（2009）“Contracts with customers and accounts receivable; Control; Options for additional goods and services,” Minutes of September 23, 2009 Board Meeting on Revenue Recognition, October 15, 2009.

IASB（2008）*Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, Discussion Paper, 企業会計基準委員会訳「ディスカッション・ペーパー 顧客との契約における収益認識についての予備的見解」。

——（2009a）“Control,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 5A, September 2009.

——（2009b）“Examples on control,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 5B, September 2009.

——（2009c）“IASB Update: From the International Accounting Standards Board,” September 2009.

——（2010a）“Comment letter summary - main issues,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 3A, December 2010.

——（2010b）*Revenue from Contracts with Customers*, Exposure Draft, 企業会計基準委員会訳「公開草案 顧客との契約から生じる収益」。

——（2011a）“Determining the transfer of goods and services,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 6A, January 12, 2011.

- (2011b) *Revenue from Contracts with Customers*, Exposure Draft, 企業会計基準委員会訳「公開草案 顧客との契約から生じる収益」。
- (2012a) “Feedback summary from comment letters and outreach,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 7A, 21-25 May 2012.
- (2012b) “Performance obligations satisfied over time,” Staff Paper, Revenue Recognition, Agenda reference 7C, 16-20 July 2012.
- (2013) *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Discussion Paper, 企業会計基準委員会訳「ディスカッション・ペーパー 財務報告に関する概念フレームワークの見直し」。
- (2014a) *IFRS9, Financial Instruments*.
- (2014b) *IFRS15, Revenue from Contracts with Customers*.
- (2015) *Conceptual Framework for Financial Reporting*, Exposure Draft, 企業会計基準委員会訳「公開草案 財務報告に関する概念フレームワーク」。
- IASC (1993) *IAS18, Revenue*.
- Ohlson, J. A., Penman, S. H., Biondi, Y., Bloomfield, R. J., Glover, J. C., Karim, J., and Tsujiyama, E (2011) “Accounting for Revenues: A Framework for Standard Setting,” *Accounting Horizons*, Vol.25, No.3, pp.577-592.

第3章 工事契約-工事収益の認識について-

成川正晃（東北工業大学）

1 問題の所在

我が国における収益認識に関する会計基準では、従来、「企業会計原則」（企業会計審議会、1982）の損益計算書原則に、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされており、包括的な収益認識基準は設定されてこなかった。

一方で国際的な動向に目を向けると、2014年の5月に、IASB及びFASBから「顧客との契約から生じる収益」（IFRS15, IASB, 2014 ; Topic 606, FASB, 2014）が公表された¹。

このような環境の中、我が国の企業会計基準委員会では、2016年9月28日に「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の中で、日本基準の体系の整備を図り、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討を行っていくことが表明された。更に2017年7月20日に企業会計基準委員会（2017）が公表され、当該公開草案に対して寄せられた意見等について検討を重ねてきていた。この結果2018年3月30日に基準29号（企業会計基準委員会、2018a）と適用指針30号（企業会計基準委員会、2018b）が公表された。なお、基準29号は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている（par.81）。

本章のテーマである、工事収益に関しては、IFRSの体系で言うと、IFRS15は、IAS11（IASB, 1993a）やIAS18（IASB, 1993b）等に置き換わる包括的な収益認識基準である。したがって工事契約に関する収益認識の簿記会計処理もIAS11からIFRS15に準拠基準が変わっていくことになった。また、わが国においても同様に、基準29号の適用により、基準15号（企業会計基準委員会、2007a）、適用指針18号（企業会計基準委員会、2007b）および、実務対応報告17号（企業会計基準委員会、2006）が廃止されることになった。そこで、本

¹ IFRS15は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される。

章では現行の日本基準である基準15号と新しく公表された基準29号を比較した上²で、工事契約における簿記会計上の課題を指摘し、若干の私見を提示することを目標とする。

2 基準 15 号による工事収益の認識

我が国において、2007年以前には、工事収益の認識に関しては、次のように規定されていた。「長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる」（「企業会計原則」注解7）。

2007年12月27日に基準15号と適用指針18号が公表された。これは、従来³の企業会計原則では基準が選択適用であったため、同じような長期の請負工事であっても企業により、適用した基準が異なることを原因として、財務諸表間の比較可能性が損なわれるという問題があるとされてきた（基準15号，par.29）。この点を解消しようとして設定されたのが基準15号であった³。

2.1 工事進行基準と工事完成基準

工事契約に係る収益の認識基準として、工事進行基準と工事完成基準がある。

工事進行基準とは、工事契約に関して工事収益総額及び工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう（基準15号，par.6(3)）。また、工事完成基準とは、工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう（基準15号，par.6(4)）。

工事収益及び工事原価は、工事契約に係る認識の単位ごとに、工事契約に係る認識基準を適用する（基準15号，par.8）。なお、同基準では、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、成果の確実性を判断する要件を満たさない場合には工事完成基準を適用するとしている（基準15号，par.9）。すなわち、工事の進捗部分の成果の確実性が判断できるか否かが適用すべき認識基準を決めることになっている。

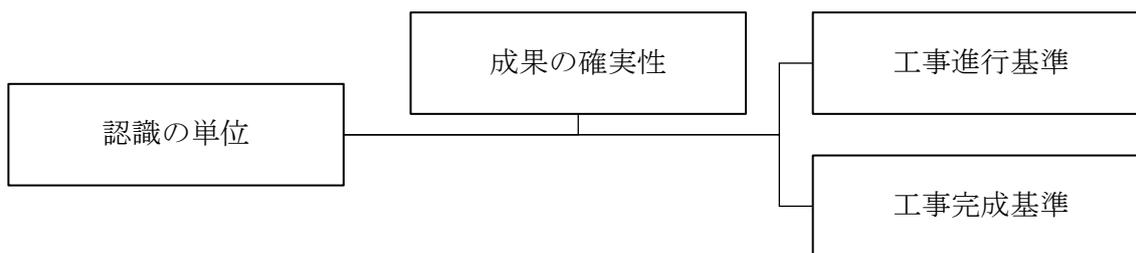
これは、工事完成基準に優先して工事進行基準の適用を検討していることを意味してい

² 基準29号は、IFRS15影響を受けているが、同一というわけでもない。そこで、IFRS15基準29号の比較は、稿を改めて行う。

³ この点以外に、四半期財務報告制度の導入による適時財務情報提供への関心の高まりやIASBとの間で進めていた会計基準のコンバージェンズに向けた協議において短期プロジェクト項目の検討項目の1つに加えられていたこと等が理由として考えられる。

る。なぜなら、長期の請負工事で、工期が決算日をまたぐ場合に工事完成基準を適用すると、経済活動が複数の会計期間に渡って行われているにもかかわらず、工事収益は完成引渡しに属する最終年度だけに集中して計上される不都合が生じるからである（桜井 2017, 133）。可能な限り工事進行基準を適用しようということである。

図表 3-1 基準 15 号による適用すべき認識基準



出典：筆者作成。

工事の進捗部分の成果の確実性を判断するためには、次の 3 つの要素について信頼性を持って見積ることができなければならない（基準 15 号, par.9）。

- (1) 工事収益総額
- (2) 工事原価総額
- (3) 決算日における工事進捗度

2.2 簿記会計処理

適用指針 18 号の設例 1 を修正して、その仕訳例を示す。

[設例 1]

- (1) 工事契約の施工者は、橋梁の建設についての契約を締結した。契約で取り決められた当初の工事収益総額は 10,000 百万円であり、施工者の工事原価総額の見積額は、9,100 百万円である。
- (2) 橋梁の建設には 3 年を要する予定である。
- (3) 施工者は、決算日における工事進捗度を原価比例法により算定している。各年度における工事原価の発生額は、×1 年度が 2,275 百万円、×2 年度が 4,277 百万円、×3 年度が 2,548 百万円であった。

設例 1 では、工事収益総額、工事原価総額、また決算日における工事進捗度のいずれもが把握できているので、工事進行基準が適用され、次のように仕訳される。

×1 年度の簿記処理

(借) 工事原価 2,275 (貸) 諸勘定 2,275
 (借) 工事未収入金 2,500 (貸) 工事収益 2,500

×2 年度の簿記処理

(借) 工事原価 4,277 (貸) 諸勘定 4,277
 (借) 工事未収入金 4,700 (貸) 工事収益 4,700

※ ×2 年度の工事進捗度 72% ($= (2,275+4,277)/9,100 \times 100\%$)

収益額 : $10,000 \times 72\% - 2,500 = 4,700$

×3 年度の簿記処理

(借) 工事原価 2,548 (貸) 諸勘定 2,548
 (借) 工事未収入金 2,800 (貸) 工事収益 2,800

※ 収益額 : $10,000 - (2,500 + 4,700) = 2,800$

図表 3-2 工事進行基準による収益計上パターン

	×1 年度	×2 年度	×3 年度	合計
工事収益	2,500	4,700	2,800	10,000
工事原価	2,275	4,277	2,548	9,100
工事利益	225	423	252	900

出典 : 設例 1 より筆者作成

[設例 2]

- (1) 工事契約の施工者は、橋梁の建設についての契約を締結した。契約で取り決められた当初の工事収益総額は 10,000 百万円であるが施工者の工事原価総額の見積額は、当初不明であった。
- (2) 橋梁の建設には 3 年を要する予定である。
- (3) 施工者は、決算日における工事進捗度を原価比例法により算定している。各年度における工事原価の発生額は、×1 年度が 2,275 百万円、×2 年度が 4,277 百万円、×3 年度が 2,548 百万円であった。

設例 2 では、当初工事原価総額が不明のため、工事進行基準の適用はできず、工事完成基準が適用されることになる。

×1 年度の簿記処理

(借) 未成工事支出金 2,275 (貸) 諸 勘 定 2,275

×2 年度の簿記処理

(借) 未成工事支出金 4,277 (貸) 諸 勘 定 4,277

×3 年度の簿記処理

(借) 工 事 原 価 9,100 (貸) 未成工事支出金 6,552

諸 勘 定 2,548

(借) 工 事 未 収 入 金 10,000 (貸) 工 事 収 益 10,000

これらを一覧表にして示すと次のようになる。

図表 3-3 工事完成基準による収益計上パターン

	×1 年度	×2 年度	×3 年度	合計
工事収益	0	0	10,000	10,000
工事原価	0	0	9,100	9,100
工事利益	0	0	900	900

出典：設例 2 より筆者作成

3 基準 29 号による工事収益の認識

基準 29 号は、包括的な収益認識基準であり、基準 15 号に置き換わる基準でもある。

基準29号では、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識する」(基準29号, par.16)とされている。具体的には、「履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する」(基準29号, par.17(5)) ことになる。その上で、一定の期間にわたり充足される履行義務か、一時点で充足される履行義務かを検討するが、「履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識する。」(基準29号, par.39) と規定されていることから理解されるように、「一定の期間にわたり」充足されるか否かが優先して検討される。一定の期間にわたり充足される履行義務の充足は、従来の日

本基準でいうところの工事進行基準に相当すると考えられる。一方で、一時点で充足される履行義務は、従来の日本基準でいうところの工事完成基準に相当するとも考えられるが、「完成」引き渡しという点ではなく、あくまでも履行義務の充足という視点から認識されるという意味で、基準29号では、進行基準や完成基準という表現は用いられていない。すなわち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるかどうかポイントになる。「履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ、一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識する」（基準29号，par.44）。この時、進捗度の合理的な算定が問題となる。進捗度の算定には、アウトプット法とインプット法がある（適用指針30号，pars.17-22）。

図表 3-4 アウトプット法とインプット法

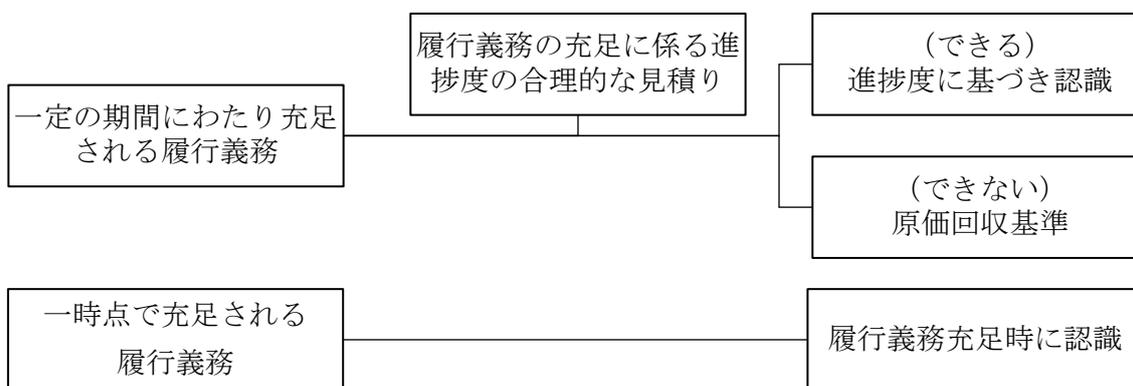
	アウトプット法	インプット法
方法	収益の認識を、現在までに移転した財又はサービスの顧客にとっての価値の直接的な見積りであり、現在までに移転した財又はサービスと契約で約束した残りの財又はサービスとの比率に基づいて行う。	収益の認識を、履行義務の充足に使用されたインプットが契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるインプット合計に占める割合に基づいて行う。
例	現在までに履行を完了した部分の調査 達成した成果の評価 達成したマイルストーン 経過期間 生産単位数 引渡単位数	消費した資源 発生した労働時間 発生したコスト 経過期間 機械使用時間
欠点	進捗度を測定するために使用されるアウトプットが直接的に観察できない場合があり、適用に必要とされる情報が過大なコストを掛けないと利用可能でない場合がある。	企業のインプットと財又はサービスの顧客への移転との間に直接的な関係がない場合がある。

出典：基準 29 号および欠点については IFRS15 (pars.B15-B19) を参照に筆者作成

IFRS15では、アウトプット法の欠点を指摘した上で「したがって、インプット法が必要となる場合がある」(par.B17)として、アウトプット法を優先しつつインプット法を容認していると理解すべきである。しかしながら、基準29号ではアウトプット法とインプット法についての欠点についての記述やその優劣に関する点については、触れられていない。

さらに、「履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理する。」(基準29号, par.45)とされた。

図表 3-5 基準 29 号による認識基準



出典：筆者作成

設例2のケースに、原価回収基準で仕訳すると次のようになる。ただし、発生したコスト額と同額の収益と仮定する。

×1年度の簿記処理

(借)	工事原価	2,275	(貸)	諸勘定	2,275
(借)	工事未収入金	2,275	(貸)	工事収益	2,275

×2年度の簿記処理

(借)	工事原価	4,277	(貸)	諸勘定	4,277
(借)	工事未収入金	4,277	(貸)	工事収益	4,277

×3年度の簿記処理

(借) 工事原価 2,548 (貸) 諸勘定 2,548
 (借) 工事未収入金 3,448 (貸) 工事収益 3,448 *

* 工事収益：10,000-(2,275+4,277)=3,448

図表 3-6 原価回収基準による収益計上パターン

	×1年度	×2年度	×3年度	合計
工事収益	2,275	4,277	3,488	10,000
工事原価	2,275	4,277	2,548	9,100
工事利益	0	0	900	900

出典：設例 2 より筆者作成

4 要約と展望

基準 29 号では、一定の期間にわたり充足される履行義務と一時点で充足される履行義務に区分した上で、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りができない場合に、原価回収基準を適用することとし、結果として 3 通りの認識基準が生じることになる。この点では、基準 29 号を適用すると選択の幅が増えることになる。このことにより、財務諸表の比較可能性が損なわれることが懸念される。比較可能性の向上という観点からは、いたずらに選択肢を増やすことには疑問が生じる。

また、表 1 の工事進行基準の収益計上パターンは、一定の期間にわたり充足される履行義務で進捗度に基づき認識されるものとなる。また表 2 の工事完成基準の収益計上パターンは一定時点で充足される履行義務で履行義務充足時に認識されるものとなる。この表 2 と表 4 の原価回収基準の収益計上パターンから理解されるように、工事利益の額は、表 2 と原価回収基準では同額となっている。すなわち、一定期間にわたり充足される履行義務であっても、進捗度の合理的な見積りが行えない限り、一時点で充足される履行義務の充足時に認識した場合の利益額と同額になるということである。

しかしながら、その収益認識額が異なる。これにより、利益率（利益÷収益）が異なることになる。工事毎の収益性の把握という管理上の観点からも、原価回収基準を支持する積極的な論拠が見いだせない点は指摘できる。「履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合」（基準 29 号, par.44）というだけでは、原価回収基準が恣意的に

運用される危険性がある。

【参考文献】

企業会計基準委員会（2006）「実務対応報告第 17 号 ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」。

企業会計基準委員会（2007a）「企業会計基準第 15 号 工事契約に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2007b）「企業会計基準適用指針第 18 号 工事契約に関する会計基準の適用指針」。

企業会計基準委員会（2017）「企業会計基準公開草案第 61 号 収益認識に関する会計基準（案）」。

企業会計基準委員会（2018a）「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2018b）「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。

企業会計審議会（1982）「企業会計原則」。

桜井久勝（2017）『財務会計講義 第 18 版』中央経済社。

辻山栄子（2005）「収益の認識をめぐる概念フレームワーク」『企業会計』第 57 巻第 7 号,4-12 頁。

豊田俊一（2008）「「工事契約に関する会計基準」及び同適用指針について - 企業会計基準第 5 号・企業会計基準適用指針第 18 号の解説 - 」『企業会計』第 60 巻第 4 号, 69-77 頁。

成川正晃（2014）「収益（revenue）の範囲に関する一考察 - IAS 第 18 号と公開草案を中心に - 」倉田幸路編著『財務会計の現状と展望』白桃書房, 57-68 頁。

FASB（2014）*ASC Topic606, Revenue from Contracts with Customers.*

IASC（1993a）*IAS 11, Construction Contracts.*

IASC（1993b）*IAS18, Revenue.*

IASB（2014）*IFRS15, Revenue from Contracts with Customers.*

第4章 新しい収益認識基準におけるポイントプログラムの会計処理の分類

中村 亮介 (筑波大学)

1 問題の所在

本章の目的は、IFRS15 (IASB, 2014) を踏まえた基準である、基準 29 号 (企業会計基準委員会, 2018a) のポイントプログラムに関する会計処理について考察することである。

近年、ポイントプログラム (customer loyalty program) に注目が集まっており、その発行額は年間約 8,500 億円にも上っている (野村総合研究所, 2016)。このポイントプログラムの会計処理について、日本では引当金方式が多く観察されているが (金融庁, 2008), IASB が 2014 年に公表した IFRS15 は、売上分割方式という異なる会計処理が採用されている¹。そして、わが国では企業会計基準委員会が平成 30 年 3 月 30 日、基準 29 号を公表したが、この基準は IFRS15 の基本的な原則を取り入れることを出発点としており (企業会計基準委員会, 2018a, par.97), ポイントプログラム会計についても IFRS15 と整合的である。したがって、ポイントプログラムに関する取引について、今回の基準変更は実務に大きなインパクトをもたらすと考えられる。

また、IFRS15 までの議論では、独立型のポイントプログラムが対象とされてきた²。言い換えると、ポイントを複数会社間で共有 (相互利用) する場合 (以下、提携型) の処理について、あまり言及されてこなかった。その一方で、現在、市場を賑わせているポイントプログラムは、独立型から提携型に形を変えてきている³。これを受けて企業会計基準委員会 (2018b) では、他社ポイントを付与したケースも取り上げている。この点が、IFRS15 と基準 29 号の相違点である。

ただし、中村 (2016) は企業会計基準委員会 (2018b) が掲げたケース以外にもポイント

¹ 詳しくは、大雄他 (2011) および中村 (2016) を参照。

² 独立型ポイントプログラムとは、自社もしくは自社グループ (連結企業集団) によって付与されたポイントが、同じく自社もしくは自社グループで使用されるプログラムをいう (中村他, 2012)。

³ たとえば、ファミリーマート・TSUTAYA などが利用している T ポイント、ローソン・GEO などが利用している Ponta、デニーズ・イトーヨーカドーなどが利用している nanaco など、枚挙に暇がない。なお、提携型ポイントプログラムとは、自社もしくは自社グループの範囲を越えて関係が形成され、ポイントを付与した企業とそのポイントが使用される企業が異なりうるプログラムをいう (中村他, 2012)。

プログラムに関する取引は多様であることを示唆しており、したがって、それぞれの取引に対応した会計処理を示すことが肝要と考えられる。これに関して、企業会計基準委員会が2016年に公表した「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」の各団体からの要望は、①対象となる主体（たとえばポイントプログラム運営会社か提携会社か）によって規定される会計処理は異なるかを明確にすること、②具体的な事例や処理を示すこと、であった。

そこで本章では、多様なポイントプログラムに関する取引を分類した後、基準29号が適用された場合のそれぞれの会計処理について検討する。

2 基準29号とポイントプログラムに関する取引

ポイントプログラムに関する取引に関する企業会計基準委員会の記述（2018a, pars.65-68 ; 2018b, par.48）に基づくと、商品販売取引とポイント付与取引がセットになった複数要素契約以外のポイントプログラムに関する取引は、ポイントの履行義務を独立販売価格によって見積もる必要はないものと考えられ、現行の引当金方式による処理も適用可能となるかもしれない⁴。したがって、本章で基準29号が適用された場合の会計処理を検討すべき取引は、複数要素契約が含まれる取引とする。

図表 4-1 ポイントプログラムに関する取引の類型（網掛けは本章の検討対象）

取引		複数要素契約	
独立型ポイントプログラムの取引	商品販売に伴うポイント付与および償還	○	
	商品販売を伴わないポイントの付与（無償ポイント）	×	
提携型ポイントプログラムの取引	共通ポイントプログラムの取引	対象が運営会社	× ^注
		対象が提携会社	○
	ポイント交換取引	対象が交換本業の会社	× ^注
		対象が上記以外の会社	△

注：ただし、直接消費者にポイントを付与するケースであれば複数要素契約が含まれる。

⁴ 履行義務とは、顧客に次のいずれかを移転するという当該顧客との契約における約束
(a) 別個の財またはサービス（あるいは財またはサービスの束）
(b) ほぼ同一で顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財またはサービス、である（企業会計基準委員会，2018a, par.7）。

中村（2016）に基づき、ポイントプログラム取引を分類したものが表 1 である。このうち、中村（2016）で検討した取引は、独立型における商品販売に伴うポイント付与および償還、提携型ポイントプログラムの取引のうち対象が運営会社の取引であった。独立型については金融庁（2008）および IFRS15 で想定されている取引なので、当然に複数要素契約が含まれる。また、共通ポイントプログラムの提携会社も、財又はサービスとポイントをセットで取引する形態がメインなので、複数要素契約を含むと考えられる。

一方、共通ポイントプログラムの運営会社は、たとえばグリーンスタンプのように、提携企業への「ポイント販売」という形で提携企業から対価を受領している（中村他，2012）。また、ポイント交換取引のプレイヤーは、ポイントそれ自体を取引するので、そこに他の財又はサービスは介在しない。したがって、これらに商品販売に伴ってポイントを付与する複数要素契約取引は存在しないものとする。さらに、独立型の商品販売を伴わないポイントの付与のケースも、同様のことが言える。

このように、独立型の無償ポイントおよびポイント交換取引では、複数要素契約は含まれず、これらの取引においてはポイントの公正価値を見積もる売上分割方式をとる必要はないとも考えられる。しかし、社内のポイントを一元管理しているならば、有償ポイントは売上分割方式、無償ポイントは引当金方式で処理するとは考えにくい⁵。これはポイント交換取引に対しても当てはまる。したがって、次節では無償ポイントおよびポイント交換取引（交換本業以外のケース）も、基準 29 号を適用した場合の会計処理の検討対象とする。

3 設例による検討

3.1 商品販売に伴うポイント付与および償還

以下の設例は、企業会計基準委員会（2018b，設例 22）に基づいている。

⁵ 先述の「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に対する新日本有限責任監査法人の意見の中に、同様の記述がある。「付与方法によって適用になる会計基準が異なるにもかかわらず、その後のポイントの管理・使用は一体として行われるため、実務上の課題があると考えられるためである。すなわち、本来、有償ポイントは売価ベースで繰り延べて使用時に売上計上となるはずである一方で、無償ポイントは原価ベースで引当計上し使用時に原価から控除となるはずであるが、通常両ポイントを区分して管理していないため、実務上の課題があると考えられる。」

[設例 1]

- (1) A 社は、A 社の商品を顧客が 10 円分購入するごとに 1 ポイントを顧客に付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供している。顧客は、ポイントを使用して、A 社の商品を将来購入する際に 1 ポイント当たり 1 円の値引きを受けることができる。
- (2) X1 年度中に、顧客は A 社の商品 100,000 円を現金で購入し、将来の A 社の商品購入に利用できる 10,000 ポイント (=100,000 円÷10 円×1 ポイント) を獲得した。対価は固定であり、顧客が購入した A 社の商品の独立販売価格は 100,000 円であった。
- (3) A 社は商品の販売時点で、将来 9,500 ポイントが使用されると見込んだ。A 社は、顧客により使用される可能性を考慮して、1 ポイント当たりの独立販売価格を 0.95 円 (合計額は 9,500 円 (=0.95 円×10,000 ポイント)) と見積った。
- (4) 当該ポイントは、契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供するものであるため、A 社は、顧客へのポイントの付与により履行義務が生じると結論付けた。
- (5) X1 年度末までに 4,500 ポイントが使用された。
- (6) X2 年度末までに 8,500 ポイントが使用された。なお、X2 年度末において、使用されるポイント総数の見積りを 9,700 ポイントに更新した。

① 商品の販売時

(借)	現金預金	100,000	(貸)	売上	91,324	*1
				契約負債	8,676	*2

*1 $91,324 = 100,000 \times 100,000 \div 109,500$

*2 $8,676 = 100,000 \times 9,500 \div 109,500^6$

② X1 年度末

(借)	契約負債	4,110	(貸)	売上	4,110	*
-----	------	-------	-----	----	-------	---

⁶ 横山 (2013, 439 頁) は、「このような按分計算にどれだけの意味があるのか、また実務上、この計算が可能かが疑問視される」と述べている。

$$* 4,110 = 4,500 \div 9,500 \times 8,676$$

③ X2 年度末

(借) 契 約 負 債 3,493 (貸) 売 上 3,493 *

$$* 3,493 = (8,500 \div 9,700 \times 8,676) - 4,110$$

企業から顧客に引き渡されるポイント特典は、(ポイント付与時の商品販売とは)別の商品やサービスであり、商品販売時に顧客は暗黙のうちに、この対価も支払っていると考えられている。具体的には、受領対価を(i)販売時に提供した商品・サービスの対価と、(ii)付与されたポイントが使用されることにより将来提供される商品・サービスの対価に区分する。そして、ポイント付与時には、対価のうち(i)の金額が収益計上され、(ii)の金額は将来のポイント使用時に企業がその義務を果たすまで、契約負債として繰り延べられる。

まず、①についてであるが、中村(2016)では、少なくともポイントに関する情報をタイムリーに管理できる企業においては、決算整理を待たずに契約負債の認識を行う可能性があることを指摘し、新しい収益認識基準の導入による「手続き上の」影響は軽微と考察した。他方、回収率などを把握していない企業は、新基準の導入によりポイントの独立販売価格を見積もらなければならないため、販売時には受取対価の全額を収益とし、決算時にポイントの公正価値にあたる金額を契約負債に振り替える仕訳が行われる可能性を示唆している。

また、企業会計基準委員会(2018b, 設例 22)は、IFRS15の設例と金額は同じであるが、IFRS15が仕訳のタイミングを示さなかったのと異なり、企業会計基準委員会(2018b)はポイントの使用に応じた契約負債の収益への振り替えを、年度末に一括して行う仕訳を示している(②および③)。このことは、ポイントが使用される都度、仕訳を行うことによる実務上の負担を考慮したものと筆者は見ている。さらに、「契約負債⁷」という勘定科目であるが、仕訳の際に既存の勘定科目と統一させるのであれば、「前受金」が望ましいと考える。というのも、この場合の契約負債の性格は、将来のポイント使用による財又はサービスの対価の前受けだからである。

⁷ 契約負債とは、財又はサービスを顧客に移転する企業の義務に対して、企業が顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているもの(企業会計基準委員会, 2018a, par.11)をいう。

3.2 無償ポイントの会計処理

たとえば、ヤマダ電機では来店ポイントという制度がある。これは、ヤマダ電機のアプリを起動して、バーコードを店頭の端末に読み取らせるとスロットが回りポイントを獲得できる、というものである。また、クレジットカードの入会時にポイントが付与されるケースもある。このように、売上を伴わずに無償で付与されるポイントの取扱いについて検討する。

[設例 2]

T社は、ポイントが使用された時点で費用処理するとともに、期末に未使用ポイント残高に対して引当金計上している。

- (1) 顧客の来店に際して、ポイントを付与した。
- (2) 期末（もしくは月末）をむかえた。

出典：筆者作成。

これまでの会計処理としては、ポイント付与時点では仕訳は行われず、期末に、付与したポイントの原価（もしくは売価）のうち、次期に使用が見込まれる分を費用として計上していたと考えられる。

(借) ポイント引当金繰入 xxx (貸) ポイント引当金 xxx
一方、基準 29 号では、ポイント付与時に次の仕訳を行うことが考えられる。

(借) 販売促進費 xxx (貸) 契約負債 xxx

なお、借方を収益とし、潜在的な消費者グループ全体から得られる将来売上のマイナスととらえることも考えられるが、そもそも、来店ポイントは販売活動を伴わないので、借方に売上勘定を手当てすることには問題があると言えよう。そこで、借方を費用の勘定である販売促進費とすることによって、この問題を回避できる⁸。

3.3 提携会社の会計処理

設例の提示の前に、取引のプリンシパル・エージェント関係について説明しなければならない。顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、企業がプリンシパルに該当する場合とエージェントに該当する場合における履行義務が異なること

⁸ 一方で、契約負債を具体的な勘定に直した場合、「前受金」とすると、まだお金を収受していないにも関わらず「対価を前受けした」ことになってしまう点が問題となる。

を考慮して、企業はプリンシパルに該当するかエージェントに該当するかを判定する。そして、プリンシパルの場合、対価の総額を、エージェントの場合、対価の純額をそれぞれ収益として認識する（企業会計基準委員会，2018b，par.135）。

提携型ポイントプログラムは「他の当事者が関与している」取引となる。つまり、提携会社の場合、ポイントプログラムに関する取引のプリンシパルかエージェントかによって会計処理は異なる。そして、企業会計基準委員会（2018b，par.47）は、プリンシパルを示す指針として、①企業が当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対して主たる責任を有していること、②当該財又はサービスが顧客に提供される前、あるいは当該財又はサービスに対する支配が顧客に移転した後において、企業が在庫リスクを有していること、③当該財又はサービスの価格の設定において企業が裁量権を有していること、を挙げている。

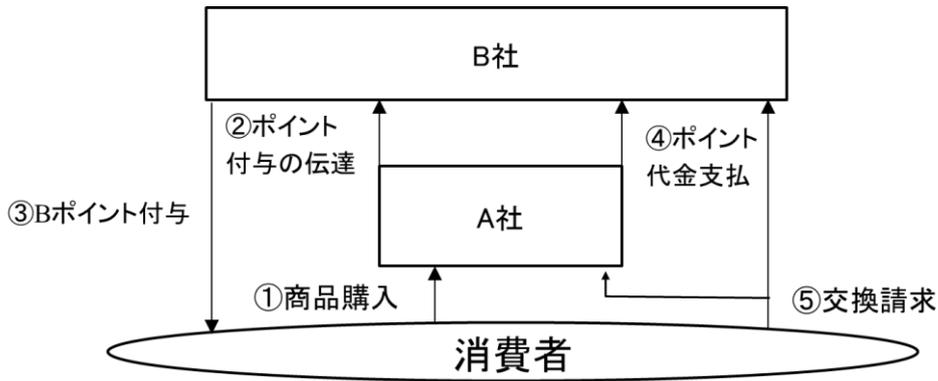
提携型ポイントプログラムにおける「財又はサービス」とは、ポイントそれ自体と考えると（村上，2017）、提携会社がポイントの価値やポイントの管理に責任を有しているとは考えづらく、①～③を満たすのはポイントプログラム運営企業である可能性が極めて高い。したがって、本章では提携会社は取引のエージェントであると想定し、検討を進める。

以下の設例は、企業会計基準委員会（2018b，設例 29）に基づいている。なお、設例の①・④は図表と対応している。

[設例 3]

A 社は、B 社が運営するポイントプログラムに参加している。A 社は商品を購入した顧客に対し、購入時に 100 円につき B 社ポイントを 1 ポイント付与する旨を伝達する。同時に、A 社は B 社に対してその旨を連絡し、B 社は A 社の顧客に対して B 社ポイントを発行する。その後、A 社は B 社に対し、1 ポイントにつき 1 円を支払う。顧客は、ポイントを A 社でも B 社でも利用できる。

図表 4-2 設例 3 の取引図



出典：企業会計基準委員会（2018b，設例 29）をもとに筆者作成。

① 商品の販売時（B 社ポイントの付与時）

(借)	現	金	100	(貸)	売	上	99	
					未	払	金	1

※ 商品の売上原価への振替の仕訳は省略する。

④ A 社から B 社に対するポイント相当額の支払時

(借)	未	払	金	1	(貸)	現	金	1
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---

まず①について、A 社が取引のエージェントであるがゆえに、収益を純額（99）で認識する。この仕訳における①の貸方の「未払金 1」に関して議論の余地がある。この負債は、B 社に対する義務もしくは顧客への償還義務（顧客は A 社でもポイントが利用可能なため）となるので、（B 社への）「未払金」であると同時に、消費者への履行義務（前受金）となる可能性が指摘できる。また、そうである場合、顧客の A 社での償還可能性を推定しなければ負債の金額が算定できず、その場合、1 より低い金額となりうると考えられる。

ただし、独立型のポイントプログラムと異なり、提携型ポイントプログラム（本設例）におけるポイントは、会社間でポイントが現金で取引される（ここでは、A 社は B 社に対し、1 ポイントにつき 1 円を支払っている）点に特徴がある。また、この設例では A 社への支払義務のみが確定している。その意味では、企業会計基準委員会（2018b）は、他社ポイントを現金と同様の性質を有するものと見なし、その履行義務を運営会社に対するものに固定しているのであろう。

3.4 ポイント交換の会計処理

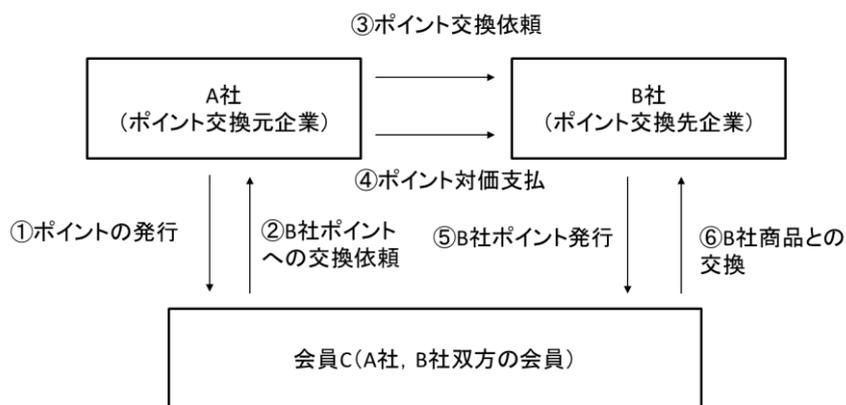
以下の設例は、金融庁（2008）に基づいている。なお、取引例の①～⑥は図表と対応している。

[設例 4]

ポイントが使用された時点で費用処理するとともに、期末に未使用ポイント残高に対して引当金計上している。

- (1) A社は売上に伴い、会員CにA社ポイントを付与した。
- (2) 会員CはA社に対して、A社ポイントをB社ポイントに交換する申請を行った。
- (3) A社はB社にポイント交換を依頼した。
- (4) A社はB社にポイント対価を支払った。
- (5) B社は会員CにB社ポイントを発行した。
- (6) 会員CはB社ポイントを使用した。

図表 4-3 設例 3 の取引図



出典：金融庁（2008, p.2）

なお、金融庁（2008）は次のような仕訳例を示している。

■ A社

④ ポイント交換時点に B社への支払対価を費用として処理するとともに、そのポイント分の引当金を取り崩す。

(借)	販 売 促 進 費	xxx	(貸)	現 金	xxx
	ポイント引当金	xxx		ポイント引当金戻入益	xxx

■ B社

- ④ ポイント交換時点で、A社から対価として受領した金額を収益として計上する。

(借) 現金 xxx (貸) 売上 xxx

- ⑥ ポイント使用時点でポイント分の原価を費用として計上する。

(借) 売上原価 xxx (貸) 商品 xxx

※ 期末に、付与したポイントの原価（もしくは売価）のうち、次期に使用が見込まれる分を費用として計上する。

(借) ポイント引当金繰入 xxx (貸) ポイント引当金 xxx

これらの取引を、基準 29 号にあてはめると、以下のようになろう。

■ A社

- ① 商品を販売した際に、ポイントの独立販売価格が契約負債となる。

(借) 現金 xxx (貸) 収益 xxx
契約負債 xxx

- ④ ポイント交換時点で、B社へ支払うキャッシュ相当分の契約負債が消滅する。

(借) 契約負債 xxx (貸) 現金 xxx

■ B社

- ④ ポイント交換時点で、A社から受け取ったキャッシュ相当分の契約負債が発生する。

(借) 現金 xxx (貸) 契約負債 xxx

- ⑥ ポイントが利用された場合、④で計上した契約負債が収益に振り替えられる。

(借) 契約負債 xxx (貸) 売上 xxx

※ 商品の売上原価への振替の仕訳は省略する。

A社はもともと自社で発行したポイントをB社に交換するため、発行時に生じた契約負債を取り消す。また、B社は将来の償還義務(⑥)が発生するため、契約負債を計上することになる。この場合も、仕訳の際に契約負債を既存の勘定科目と統一させるのであれば、「前受金」が望ましいと考える。

4 要約と展望

本章では、多様なポイントプログラムに関する取引を細分化した後、基準 29 号が適用さ

れた場合のそれぞれの会計処理について検討した。その結果、判明した点は以下のとおりである。

- ① 企業会計基準委員会(2018b)では、他社ポイントを付与したケースも取り上げており、わが国の多様なポイントプログラム取引に対応しようと試みている。この点が、IFRS15との相違点である。
- ② 独立型の無償ポイントおよびポイント交換取引では、複数要素契約は含まれない。しかし、ポイントを一元管理しているならば、1つの会社の中でポイントの付与形式によって売上分割方式と引当金方式を併用するとは考えにくく、これらの取引でも基準29号の適用時は売上分割方式による会計処理をとらざるをえない。
- ③ 商品販売に伴うポイント付与および償還について、企業会計基準委員会の設例ではポイントの使用に応じた契約負債の収益への振り替えを、年度末に一括して行う仕訳を示している。このことは、ポイントが使用される都度、仕訳を行うことによる実務上の負担を考慮したものと考えられる。
- ④ 取引のプリンシパルかエージェントかを区別するに際して、ポイントプログラムの提携会社は実質的にエージェントである可能性が高いと思われる。
- ⑤ 提携型ポイントプログラムにおけるポイントは、会社間でポイントが現金で取引される点に特徴がある。その意味では、企業会計基準委員会は、他社ポイントを現金と同様の性質を有するものと見なし、他社ポイントの付与時に提携会社に発生する履行義務を運営会社に対するものに固定していると考えられる。

ただし、②について、国際会計基準を採用している KDDI は 2016 年 3 月期の有価証券報告書では、モバイル通信サービスにて付されるポイントについては売上分割方式で処理しているが、プリペイドカードで決済を行ったときに付与されるポイントについては引当金方式を採用し処理している(村上, 2017)。これに関して、基準29号において、同一企業に2つ(以上)の会計処理の併存が認められるか否かは不明であるが、たとえば販売促進目的としてポイントを利用している取引については引当金方式、将来収益の値引きを行う義務としてポイントを利用している取引については売上分割方式と、企業のビジネスモデル(もしくは経営者の意図)によって会計処理を認めるという方向性も考えられる。

本章では独立型ポイントプログラムの取引・共通ポイントプログラムの取引・ポイント交換取引などと、ポイントプログラムに関する取引を大きく分類したが、クレジット会社の取引など、業態によって複数要素契約と言えるかグレーなケースもある。したがって、業種ご

とに典型的なビジネスモデルを設定し、基準 29 号を適用した場合の会計処理の問題点を検討することは今後の課題となろう。

いずれにせよ、多様なポイントプログラム取引があるにもかかわらず、基準 29 号では必ずしも具体的な事例や処理が十分に示されなかった中で、本章が実務にとって一助となれば幸いである。

【参考文献】

- 大雄智・中村亮介・岡田幸彦（2011）「ポイントプログラム会計のフレームワーク」『会計』第 179 巻第 6 号，107-121 頁。
- 企業会計基準委員会（2016）「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」。
- 企業会計基準委員会（2018a）「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会（2018b）「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。
- 金融庁（2008）「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について（改訂）」，
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20080618-1/01.pdf。
- 中村亮介（2016）「ポイントプログラムの簿記処理と新たな収益認識基準」『日本簿記学会年報』第 31 号，79-87 頁。
- 中村亮介・大雄智・岡田幸彦（2012）「提携型ポイントプログラム会計の実証分析」『会計プロセス』第 13 号，73-85 頁。
- 野村総合研究所（2016）「ポイント・マイレージの年間発行額は 2022 年度に約 1 兆 1,000 億円に到達」，https://www.nri.com/jp/news/2016/161005_1.aspx。
- 村上翔一（2017）「ポイントに関する会計処理－事例及び会計処理規定の解釈を通じて－」2016 年度明治大学大学院経営学研究科博士学位請求論文。
- 横山和夫（2013）『引当金会計制度論』森山書店。
- IASB（2014）*IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers*.

第5章 基準29号がもたらす予約販売・割賦販売への影響

村上翔一（敬愛大学）

1 はじめに

2018年3月、2014年に公表されたIFRS15（IASB，2014）をわが国に導入する基本方針のもと、基準29号（企業会計基準委員会，2018a）が公表された。当該基準29号が公表されるまで、わが国の収益認識は「企業会計原則」（企業会計審議会，1982）に従って行われてきた。

企業会計原則では、実現主義と収支額基準のもと収益が認識されてきた。しかし、委託販売、試用販売、予約販売、割賦販売等といった特殊な商品販売形態においては、それらの特殊な事情を勘案し、容認規定を設けている。

一方、基準29号では、支配の移転と取引価格に基づいて収益が認識される。この制度変更により、収益認識に適用される規定が変更されることになる。つまり、収益認識・測定の考え方が、実現主義と収支額基準から支配の移転と取引価格に変更され、収益の計上時期とその金額が変更される可能性がある。

この規定の変更が、従来特殊商品販売で容認されてきた規定に、どのような影響を与えるのかを検討する必要がある。本章では、企業会計原則から基準29号へ収益認識基準が変更されるにあたって、特殊商品販売に与える影響を認識と測定の面から検討し、企業会計原則の思考が踏襲されているかの私見を述べるものである。また、紙幅の都合上、予約販売と割賦販売のみを取り扱う。

2 企業会計原則と基準29号における収益認識規定

わが国における収益に関する包括的な基準は企業会計原則であった。企業会計原則では「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上」（第二・一・A）することが要請され、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」（第二・三・B）とされる。このことから、実現主義と収支額基準に基づいて収益は計上されていた。

収益の実現の時点は財貨の引渡しと対価の受領という2つの要件を満たした時点であり、

当該2つの要件が満たされる時点は、販売の時点であるため、実現主義の適用形態を販売基準と呼ぶ。販売基準に基づいて収益は認識されるが、企業が行う特殊な取引形態によっては、販売基準とは異なる収益認識基準が適用された。また、販売基準やその他の収益認識基準を適用した場合においても、その測定金額は収入額に基づいており、収益と対比される費用は支出額で測定されることから、両者を合わせて収支額基準と呼ぶ。

一方、基準29号では収益認識の原則は「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである」(par.16)とされる。当該描写方法は「企業は約束した財又はサービス（…以下「資産」と記載することもある。）を顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識する。資産が移転するのは、顧客が当該資産に対する支配を獲得した時又は獲得するにつれてである」(par.35)とし、顧客が財に対する支配を獲得したことを財の移転として表現している。

また、本章で対象となる商品販売は、一時点で充足される履行義務と考えられ、その場合、財に対する支配の移転の指標として、企業が対価受領の権利を有すること、顧客に財の法的所有権が移転すること、顧客が財を物理的に占有すること、顧客が財に対する重大なリスクと経済価値を有すること等、が例示列挙されている (pars.39-40)。

そして、収益は取引価格に基づいて測定される (par.46)。取引価格とは、「財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額…をいう」(pars.8, 47)とされ、変動対価、重要な金融要素等、各種影響が考慮される (par.48)。

つまり、従来の思考と同様に考えると、顧客に財が移転し、その支配を獲得した時点で収益は認識され、収益は取引価格に基づいて測定される。この基準 29 号における、財の移転の時点が販売時点ならば販売基準と同様、取引価格が収入額ならば収支額基準と同様と考えられる。このことから、特殊商品販売において、企業会計原則と基準 29 号とで、取扱いに相違があるかを検討する必要がある。

3 特殊商品販売における認識の時点

3.1 予約販売

予約販売とは、将来商品を顧客に引き渡す契約を結ぶと同時に、代金の全額あるいはその一部を受け取り、後日商品を顧客に引き渡す取引形態である。「予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分だけを当期の売

上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以降に繰延べなければならない」(企業会計原則、注解6(3))とし、商品引渡前に受け取った代金を負債、引き渡した商品に見合う負債の金額を商品引渡時点で収益として計上する。

企業会計原則上、収益の実現は、財貨の引渡しと対価の受領が要件となる。予約販売においては、代金の受領が先に行われ、商品の引渡しが後日行われる。そのため、商品の引渡時点で、上記2つの要件が満たされることから、同時点で収益が認識される。つまり、予約販売においては、引渡時点が販売時点となり、販売基準の適用となる。

基準29号では、財又はサービスの支配の移転をもって、収益が認識されることから、当該支配の移転の内容が重要となる。基準29号では「(2) 顧客が資産に対する法的所有権を有していること」(par.40)を支配の移転の指標として挙げている。予約販売は、代金の支払いが先に行われ、後日商品の引渡しが行われる取引形態であることから、当該商品引渡によって、顧客が商品に対する法的所有権を有することになるため、商品に対する支配が移転していると考えられる。このことから、予約販売に対する収益の認識時点は、企業会計原則と基準29号で、異なることはないと考えられる。

3.2 割賦販売

割賦販売とは、通常、商品販売においては、財貨の引渡しと対価の受領が同時に行われるが、当該対価の回収が長期にわたり分割で行われる取引形態である。企業会計原則上、「割賦販売については、商品等を引渡した日をもって売上収益の実現の日とする。しかし、割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払であることから代金回収上の危険率が高いため、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当っては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。従って、収益の認識を慎重に行うため販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる」(注解6(4))とされる。つまり、割賦販売は、各種引当金の算定に不確実性と煩雑さを伴うため、販売基準に代えて、代金回収時点や入金日をもって収益を認識することが容認される。これら容認規定は、回収基準、回収期限到来基準あわせて割賦基準と呼ばれる。

基準29号において、「一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識する」(par.39)とされる。割賦販売における履行義務は、商品を顧客に販売することであり、通常、一時点で充足され

ると考えられることから、通常の販売と同様、財又はサービスが移転した時点で収益が認識される。つまり、企業会計原則上の販売基準が適用され、容認されている割賦基準を適用することはできなくなる。

4 特殊商品販売の測定額

上述の通り、基準 29 号の導入により、特殊商品販売に対する認識はいわゆる販売基準に統一され、収益の認識時点は顧客が財を支配した時点となる。次なる問題は収益の金額はいくらかということである。企業会計原則では収入額基準、基準 29 号では取引価格で測定され、これらの関係が問題となる。そのため、以下では両者の相違を検討する。

4.1 予約販売と割賦販売における金融要素

企業会計原則上、予約販売は財貨の引渡前に受け取った対価の金額、割賦販売は将来の収入額に基づいて収益が計上される。企業会計原則上、収益測定には収支額基準が適用される。収支額基準とは、「企業と外部取引者との間に成立しまたは成立すべき客観的価額を測定基準とするもの」（飯野，1993，11-16）とされる。

予約販売や割賦販売のような取引の特徴は、財貨の引渡しと代金の受取りの時点が異なることであり、これらの取引の受取対価には利息要素が含まれていることが指摘される。石川（2007，145）では「信用取引で行われる場合、…信用取引の価額…は…現金取引の価額…に比べて利息相当額や回収コストなどの分だけ高いことがある。…予約取引の場合には、その取引価額は通常の現金取引の価額よりも利息相当額だけ少ないとみなすことができる」として、予約販売と割賦販売のような信用取引における取引価額の中には、利息要素が含まれていることを指摘する（瀧田，1995，278）。

当該指摘から予約取引における利息要素に対する処理は、石川（2007，145）では「予約取引の価額に利息相当額を加算した金額（通常の現金取引の価額に相当する金額）を用いて収益および費用の測定を行うとともに、利息相当額については別個の取引にかかわる損益として処理することも考えられる」とし、現金取引価額で収益を測定し、利息相当額については別個に処理する方法が提案される（瀧田，1995，278）。

しかし、これらの利息要素を別建てで処理する方法はわが国では支持されていない。山楸・寫村（1992，186-187）では、「収入時点の実現（販売）時点とが合致しないばあいには、その取引価額は、現金取引価額と異なり、利息要素等が加わるのが普通であるが、その

ばあいにおいても、収益の測定基礎をなす価額は、現金取引価額ではなく、現実に合意を得た取引価額である。そして、その理論的根拠としては、取引価額が当事者の合意にもとづく客観的な価額であること、現金取引価額に対する信用取引時の加算額は利息要素だけではなく複合的な性格のものであって客観的な区別が困難なこと、現実の取引価額をもって収益を計上するのが経営成績の判断にとっても有効であること」を述べ、わが国の収支額基準の論拠を、金額の客観性、利息要素の客観的区分の困難性、経営成績判断の有用性、から指摘する。

利息要素に関して基準29号では、「契約の当事者が明示的又は黙示的に合意した支払時期により、財又はサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客又は企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとする」(par.56)とされる。この場合、「顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で…、当該財又はサービスに対して顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する」(par.57)とされる。商品引渡時点と代金受取時点に差がある場合、商品引渡時点における現金販売価格の金額を、商品引渡時点で収益として計上し、受取対価の総額との差額は金融要素として認識される。

当該金融要素の調整は、企業の通常の金融取引で使用される利率が使用される。適用指針30号(企業会計基準委員会, 2018b)は、「契約における取引開始日において企業と顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を使用する。…当該割引率は、約束した対価の現在価値が、財又はサービスが顧客に移転される時の現金販売価格と等しくなるような利率」(par.29)とする。つまり、商品引渡時点と顧客からの代金受取時点に差がある場合には、金融取引が含まれていると仮定し、財又はサービスを顧客に移転する時点でその時点の現金販売価格で収益を認識し、受取対価との差額を金融取引に準じて処理することを要請している。

4.2 予約販売における収益額

企業会計原則と基準29号では、金融要素に対する取扱いが異なる。当該金融要素に対する仕訳を以下に提示し、上記で述べた収支額基準採用の論拠から検討を行う。適用指針上、予約販売における重要な金融要素に関する設例は存在しないことから、IFRS15の設例を援用する。

[設例1]

ある企業が、顧客に資産を売却する契約を結ぶ。資産に対する支配は2年後に顧客に移転し、当該履行義務は一時点で充足されるものと判断される。顧客は、契約調印時にCU4,000を支払い、企業はこの契約は重要な金融要素を含んでいると判断し、割引率を6%と算定した。

(出所) IFRS15, IE148-IE151を引用し、筆者修正。

・IFRS15 (基準29号においても同様の仕訳となると考える)

【代金受取時点】

(借)	現	金	4,000	(貸)	契	約	負	債	4,000
-----	---	---	-------	-----	---	---	---	---	-------

【金利の認識】

(借)	金	利	費	用	494	(貸)	契	約	負	債	494
-----	---	---	---	---	-----	-----	---	---	---	---	-----

【資産引渡時点】

(借)	契	約	負	債	4,494	(貸)	収	益	4,494
-----	---	---	---	---	-------	-----	---	---	-------

予約販売において、企業会計原則上と基準29号でその取扱いは、金融要素の面で異なる。企業会計原則では、収支額基準で測定を行うが、基準29号では、現金販売価格で測定を行うことになる。従って、企業会計原則上の収支額基準と基準29号における現金販売価格の関係が問題となる。つまり、企業会計原則上の収支額基準における収入額に金融要素を含めるか否かによって、企業会計原則と基準29号の規定が整合的か否かが判断される。この点を山本・嶋村(1992, 186-187)で指摘される、金額の客観性、利息要素の客観的区分の困難性、経営成績判断の有用性、から判断する。

予約販売に含まれる金融要素を判断すると、取引当事者間で取引価額内の金融要素について合意されていない場合が想定されることから、上記見解における客観性は存在しない場合があり得る。次に、利息要素を客観的に区分することが可能かという点であるが、その点に関しては、適用指針30号上、「契約における取引開始日において企業と顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を使用する」(par.29)とされていることから、客観的な利息金額を算定することは可能となる。そして、経営判断において、当該金融要素を分離して判断することは、会計処理上問題点が存在する。

上記IFRS15の【資産引渡時点】の仕訳例を考えると、収益の金額は、代金の前受額に過

去に生じた金利費用を加算した金額が計上される。つまり、代金の前受時点から商品引渡時点までの金利費用と同額が収益の金額となることから、端的に「(借) 金利費用 (貸) 収益」という仕訳が行われることになる。確かに、企業が資金を早期に受け取ることにより、早期に投資できるという意味では有用ではあるが、当該早期受取からもたらされる便益を予約販売の収益として計上することは、予約販売という取引の実質を反映するかは疑問である。もし、資金の早期受取からもたらされる便益を処理するのならば、当該資金を用いた新たな投資案件から収益を計上すべきであり、予約販売の業績に含めることは適切とは考えられない。従って、取引当事者間で合意された価額ではないこと、経営成績を判断する上で有用とは考えられないことから、企業会計原則上の思考とは異なる思考で基準29号は規定されている、すなわち、予約販売において収支額基準と現金販売価格は異なる測定属性であると考えられる。

4.3 割賦販売における収益額

割賦基準も同様に、上記基準29号の重要な金融要素の規定の影響を受ける。その場合の仕訳例は、基準29号やIFRS15には存在しないことから、以下筆者が作成した設例をもって検討する。

[設例 2]

期首において、当社は顧客 A に商品を 2 年の年賦で販売した。1 回当たりの支払金額は現金 6,000 千円であり、支払日は毎期末である。当該商品の現金販売価格は 11,000 千円であり、支払代金総額との差額は、当社が顧客 A との間で独立した金融取引で使用されるであろう年利率 6.0%を反映したものである。

(出典) 筆者作成。

・基準29号

【×1年期首】

(借)	割賦売掛金	11,000	(貸)	割賦売上	11,000	*
-----	-------	--------	-----	------	--------	---

* $\sum_{n=1}^2 \frac{6,000 \text{千円}}{(1+0.06)^n} \doteq 11,000 \text{千円}$ (小数点以下四捨五入)

【×1年期末】

(借)	割賦売掛金	660	(貸)	金利収益	660	*
	現金	6,000		割賦売掛金	6,000	

* $11,000 \text{千円} \times 6.0\% = 660 \text{千円}$

【×2年期末】

(借)	割賦売掛金	340	(貸)	金利収益	340	*
	現金	6,000		割賦売掛金	6,000	

* $(11,000 \text{千円} - 6,000 \text{千円} + 660 \text{千円}) \times 6.0\% \doteq 340 \text{千円}$ (小数点以下四捨五入)

基準 29 号で要求される処理は受取対価と金融要素を区別して把握する処理である。これらの処理を、予約販売同様、上記山栴・寫村（1992，186-187）で指摘される、金額の客観性、利息要素の客観的区分の困難性、経営成績判断の有用性、から判断する。

まず、収益として計上される金額の客観性について、取引当事者間で取引価額と現金販売価格との差額が金利要素から起因するものであるということが示されているならば、これらの金額には客観性があると考えられる。そしてこの場合、取引価額から利息を区分することは困難とは考えられないことから、前者 2 つの要件は満たされる。そして、取引価額を現金販売価格と金融要素に分離することによって、収益の額が企業の正常な収益獲得能力を示すとするならば、経営成績を判断するうえで有用な情報となると考えられる。このため、割賦販売において収支額基準と現金販売価格は同質の測定属性と考えられる。

5 小括

収益認識に対する網羅的な規定が、企業会計原則から基準 29 号に変更され、収益認識に対する会計規定が変更された。これにより、特殊商品販売に与える影響も存在すると考えられるため、本章では予約販売と割賦販売に対する影響を認識と測定の面から検討した。

まず、認識においては、基準 29 号が財又はサービスへの支配の移転をもって収益を認識することを要求していることから、それらを予約販売と割賦販売に当てはめ、その結果、従

来企業会計原則が要求している販売基準と同様の時点で収益を認識することになり、割賦基準が適用できないことを示した。

そして、測定においては、財又はサービスへの支配の移転と対価の流入の時点が異なる場合、重要な金融要素が含まれていることが想定される。基準 29 号は、当該金融要素を除いた現金販売価格をもって収益を測定することを要求しており、予約販売と割賦販売は当該規定の影響を受けることから、収支額基準から現金販売価格への測定属性の変更の影響を検討した。その結果、予約販売では、従来から収支額基準に要求される役割が現金販売価格には存在せず、割賦販売では、両者は同質のものと判断される。このことから、総体的に収支額基準とは異なる概念として現金販売価格は存在するものと想定される。

ただし、基準 29 号では IFRS15 と同様に、財又はサービスの移転時点と対価の流入の時点が 1 年以内である場合には、重要な金融要素の規定は適用しなくともよいとされ(par.58)、予約販売に対する重要な金融要素の適用は限定的と考えられる。しかし、期間の長短で測定属性を変更するのではなく、その本来的な収益に対する測定属性の意味をより検討する必要があると考えられる。また、従来から存在するわが国の収益観との相違をより詳細に検討する必要があると考えられる。

【参考文献】

飯野利夫（1997）『財務会計論 三訂版』同文館出版。

石川鉄郎（2007）『財務会計論 基礎編 改訂版』税務経理協会。

企業会計基準委員会（2018a）「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2018b）「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。

企業会計審議会（1982）「企業会計原則」。

瀧田輝己（1995）『財務諸表論 総論』千倉書房。

山榊忠恕・寫村剛雄（1992）『体系財務諸表論 理論篇 四訂版』税務経理協会。

IASB（2014）*IFRS15 Revenue from Contracts with Customers*.

第6章 リース取引における貸手側の会計処理

梅原秀継（明治大学）

1 はじめに

周知のように、わが国における現行のリース会計は、基準13号（企業会計基準委員会，2007a）及び適用指針16号（企業会計基準委員会，2007b）によって規定されている。まず借手側に対しては、リース期間における中途解約が不可能であり、かつ、当該契約から生ずる経済的利益を享受し実質的コストを負担することになる取引をファイナンス・リースに分類し、当該物件の資産計上を求めている。この処理は、一般に割賦購入説に従ったものとされている¹。

一方で、貸手側についても割賦販売説に従うことが考えられる。しかし、現行の日本基準では必ずしも借手側と対称的とはいえない複数の処理が認められ、さらに基準29号（企業会計基準委員会，2018a）では新たな収益会計モデルが提示されているので、それらを考慮すると見直すべき規定も少なくはない。そこで本章では、適用指針16号で使用されている勘定科目の会計的性格をふまえながら、貸手の処理をめぐる日本基準の課題を検討することにした。

2 ファイナンス・リース取引の処理

2.1 貸手の処理

適用指針16号（par.51）によると、取引実態に応じて、貸手は次のいずれかの方法を適用できる。

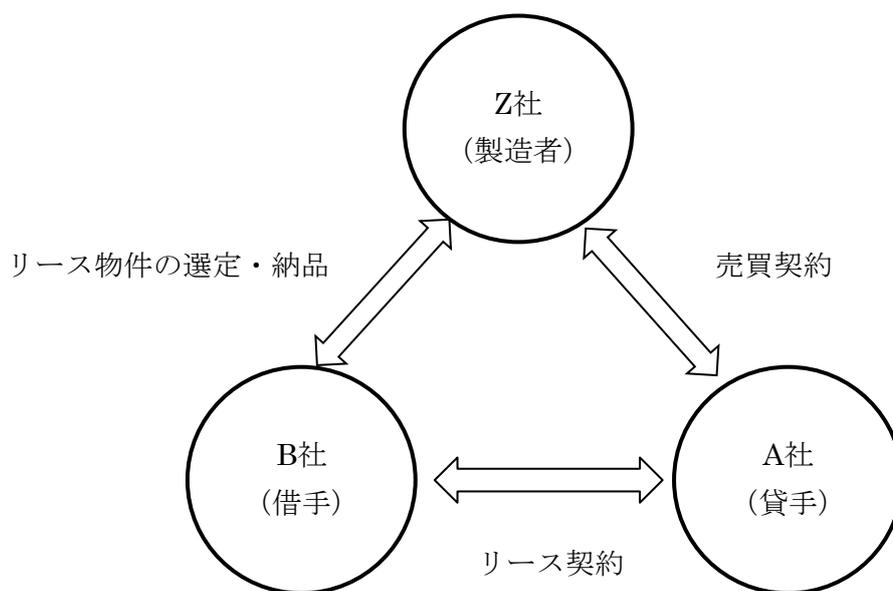
- (a) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
- (b) リース料の受取時に売上高と売上原価を計上する方法
- (c) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

また貸手に対しては、リース物件の所有権が借手に移転するかどうかで異なる勘定を用いることが規定されている（基準13号，par.13）。まず所有権移転ファイナンス・リースの

¹ 基準13号（par.29）でも、ファイナンス・リース取引と割賦売買取引との比較可能性に言及されている。さらに割賦購入説を含むリース物件のオンバランス化に関する諸学説については、たとえば菱山（2012）による整理を参照されたい。

場合には、貸手は、借手に対するリース料と割安購入選択権を行使した際の請求金額を示す「リース債権」という勘定科目を用いる。一方で所有権移転外ファイナンス・リースの場合には、貸手は、借手からのリース料と返還されたリース物件の処分によって回収を図ることになるので、複数の相手先から構成される勘定科目として「リース投資資産」を用いるとされている（基準13号，par.40）。

図表 6-1 「設例 1」におけるリース取引



出所：筆者作成。

それでは、[設例1]を題材として適用指針13号で示された貸手の処理を検討しよう²。なお、便宜的に所有権移転外ファイナンス・リースと判定された場合を想定して、仕訳の際にはリース投資資産を勘定として用いることとする。

[設例1]

- (1) A社は、Z社と売買契約を締結し、対象となる機械装置を購入した。
- (2) B社は、A社とリース契約を締結し、20X3年4月1日から当該機械装置の使用を開始した。リース期間は5年であり、年間のリース料12,195円の支払いを20X4年3月31日（決

² 加藤（2009）では日本基準における三つの方法を所与として、IFRS及び米国基準との比較が行われている。これに対して、本章は、三つの方法それ自体のあり方を検討するものである。

算日) より行う。現金購入価額はリース料総額の現在価値に等しく、割引率を7%とする。

(3) 1回目のリース料が現金で支払われた。またA社とB社は必要な決算処理を行った。

第一に(a)法は、リース取引開始日に、リース料総額で売上高とリース投資資産を計上し、さらにリース物件の現金購入価額を基礎として売上原価を計上する。ここで借方のリース投資資産は、売上の相手勘定となるので、割賦販売を想定する限り、B社に対する割賦売掛金としての性格を有すると考えられる。一方、貸方には買掛金が計上されているが、これはZ社に対する債務に他ならない(図表6-1)。仮にZ社への対価の支払が完了していれば、リース取引の開始と同時に掛が成立するとは限らないので、他の勘定科目を用いることも考えられる。

(借)	リース投資資産	60,975	(貸)	売	上	60,975
	売上原価	50,000		買掛金		50,000

適用指針16号によると、リース料を受け取った際にはリース投資資産を減少させる。また売上高と売上原価との差額は利息相当額とみなされ、借手の場合と同様に利息法によって各期の配分額が算定されるので、未回収分に相当するリース利益は次期以降に繰り延べられる。このリース利益の繰延処理は、売上高を販売基準で計上したうえで、売上総利益の段階で回収基準を採用した場合の金額と同額にするために行われる。ただし商品販売に関する収益認識の原則が販売基準であることとの整合性を考慮すると、この繰延処理は必要ないとも考えられる。

(借)	現金預金	12,195	(貸)	リース投資資産	12,195
	繰延リース利益繰入	7,475		繰延リース利益	7,475

* $10,975 - 3,500 = 7,475$

第二に(b)法は、割賦販売における回収基準によって売上高を計上する処理を想定している。したがって、リース取引開始日には売上を計上せずに、リース投資資産と買掛金のみをリース物件の現金購入価額により計上する。借方のリース投資資産は、買掛金の相手勘定となるので、一般的な処理を考えれば、商品勘定としての性格を有することになり、(a)法における割賦売掛金という解釈とは異なることになる。

(借)	リース投資資産	50,000	(貸)	買掛金	50,000
-----	---------	--------	-----	-----	--------

そしてリース料の受取時に売上を計上し、当該金額から各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。ここでもリース投資資産は、売上原

価の相手勘定となるわけであるから、やはり売上原価対立法における商品勘定と同様の役割を果たしていると解せざるを得ない。

(借)	現金預金	12,195	(貸)	売上	12,195
	売上原価	8,695		リース投資資産	8,695

* 12,195 - 3,500 = 8,695

第三に(c)法は、売上高や売上原価といった営業収益・費用項目を計上せずに、金融取引を想定した受取利息のみで処理する。まず(b)法と同様に、リース取引開始日にリース物件の現金購入価額によりリース投資資産と買掛金を計上する。この段階では、買掛金の相手勘定となるので、(b)法の場合と同様に商品勘定としての性格を有すると解し得る。

(借)	リース投資資産	50,000	(貸)	買掛金	50,000
-----	---------	--------	-----	-----	--------

そしてリース料の受取時には、元本の回収と利息相当額とに区分し、前者をリース投資資産の回収、後者を受取利息として計上する。この場合のリース投資資産は、受取利息とともに現金預金の相手勘定となるので、一般的に考えると金銭債権とみなすのが妥当であろう。とすると、リース取引開始日における商品としての性格との統一的な解釈が困難となる。

(借)	現金預金	12,195	(貸)	リース投資資産	8,695
				受取利息	3,500

* 12,195 - 3,500 = 8,695

図表6-2 損益計算書 (20X2年3月期)

	(a)	(b)	(c)
売上高	60,975	12,195	-
売上原価	50,000	8,695	-
繰延リース利益繰入	7,475	-	-
受取利息	-	-	3,500
純利益	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>	<u>3,500</u>

三つの方法による利益計算を比較したのが図表 6-2 である。売上高と売上原価の数値は異なるものの、A社は利息相当額を稼いでいるので、最終的な利益数値は同じになることがわかる。適用指針 16号 (par.122) でも、いずれの方法を適用しても、リース料総額とリース物件の現金購入価額の差額は利息に相当するので、リース期間にわたって各期に配分される額は同じになるとされている。

2.2 貸手側と借手側の比較

次に借手である B 社の処理と比較する。まず B 社は、物件の取得があったとみなされるリース取引開始日に、リース契約の締結時に合意されたリース料総額から利息相当額を控除して算定した取得原価によって「リース資産」を計上する（基準 13 号，pars.10-11）。したがって、B 社はリース料総額の 60,975 円（12,195×5 年）ではなく、現金購入価額である 50,000 円を「リース資産」の取得原価とする。むろん貸方に計上される「リース債務」も同額であり、利子抜法で算定されることになる。

(借) リース資産 50,000 (貸) リース債務 50,000

さらにリース債務については、他の金銭債務と同様に償却原価法（利息法）が適用されるので、リース料の支払時には元本部分を減少させたうえで利息を認識し、リース資産についても、通常の固定資産と同じように、決算日に減価償却費を計上する。

(借) リース債務 8,695 (貸) リース債務 12,195
支払利息 3,500 *

* $50,000 \times 0.07 = 3,500$

(借) 減価償却費 10,000 * (貸) リース資産 10,000

* $50,000 \div 5 = 10,000$

図表 6-3 リース取引における勘定科目

	会計的性格	貸借対照表	損益計算書
借手の処理	物件の割賦購入	リース資産 リース債務	減価償却費 支払利息
貸手の処理	物件の割賦販売 または金融取引	リース投資資産 リース債権	売上・売上原価 受取利息

出所：筆者作成。

ここで次節における考察の準備作業として、適用指針16号において要求されている貸手と借手の処理を比較しておこう（図表6-3）。借手側では、所有権の移転の有無にかかわらず勘定科目が設定され、営業費用たる減価償却費と財務費用たる支払利息の区別が求められている。これに対して、貸手側では所有権移転の有無で、リース投資資産とリース債権とい

ったように使用される勘定科目が異なり、しかも営業収益たる売上と財務収益たる受取利息のうちいずれが用いられるかは選択された方法に依存する。

以下では、こうした規定が会計処理の一般的な考え方と整合するのかどうか、さらにはリース取引の実態に合致したものであるのか、という視点から貸手側の処理の問題点を検討することにしたい。

3 適用指針 16 号の問題点と解決策

第一の問題点は、そもそも貸手であるA社は、当該リース物件の製造者であるZ社とは売買契約、借手であるB社とはリース契約を締結しており、二つの会社と取引をしているという点である（図表6-1）。たとえば、(a)法における（借）売上原価××（貸）買掛金××という仕訳では、借方がB社との取引によるもの、貸方がZ社との取引によるものであり、相手先が異なる以上、区別して処理した方が仕訳の内容が明確になる。また、販売業者が自ら所有していた商品や製品をリース対象とした場合には、掛が成立しないので、貸方では棚卸資産を減少せざるを得ない。そこで、Z社からのリース物件の購入取引とB社に対するリース取引を区別して仕訳を行い、買掛金のみではなく、条件に応じて現金や製品など他の勘定科目を用いることにすれば、具体的な取引・契約の実態に合致することになり、より理解しやすい仕訳となる。

第二の問題点は、選択された方法によって金銭債権または棚卸資産といったように解釈が分かれるため、リース投資資産やリース債権の会計的性格が統一されないという点である。まず最終的なリース投資資産の貸借対照表価額は、金銭債権の原則的処理である償却原価法の帳簿価額41,305円と同額になる。基準13号（par.41）でも、リース債権とリース投資資産のうちリース料を受け取る権利に関する部分については、金融商品的な性格を有するとされ、基準10号（企業会計基準委員会、2008）の適用による貸倒見積高の算定等の処理が規定されている。しかし、(a)法及び(b)法におけるリース投資資産の相手勘定は売上原価となるので、棚卸資産と解することも可能である。特に(b)法では、取引ごとの仕訳から考えると、回収基準によって売上高・売上原価を計上した場合の期末商品棚卸高という解釈が妥当とも考えられる。

このように適用された方法によって、同じ勘定科目の解釈が異なることを回避するには、まず借手に対する金銭の請求権については、所有権移転の有無にかかわらずリース債権のみを使用することが考えられる。そして、貸手がリース物件を購入した場合など割賦販売に

における棚卸資産を認識する際にはリース投資資産（あるいはリース商品やリース製品）として処理することが妥当といえる。借手側には要求されなかった所有権移転の有無による勘定の区別がなくなり、勘定の性格に応じた処理が可能となる。

第三の問題点は、棚卸資産の売買という営業活動による売上総利益と償却原価法による利息相当額の区別が明確ではないという点である。適用指針16号（par. 128）では、処理が煩雑になることや割賦基準では利益計上額に大きな差が生じないことを考慮して、貸手の取得原価と借手に対する現金販売価額との差額である販売益を利息相当額とは区分しないことができるとされている。しかし、売上高は利子抜法によって計上し、売上原価との差額は、利息以外の要素、たとえば借手が通常要求するはずのマージン（粗利）ないし手数料等として処理するのが一般的である。そして、リース債権に償却原価法を適用した際の利息相当額は、売上総利益ではなく受取利息勘定で処理することが妥当といえる。しかも基準29号に従って割賦基準が廃止された場合には、販売益は少額とはいえなくなるので、重要性という点からも利息とは区分すべきである。

第四の問題点は、(a)法及び(b)法の処理については、割賦販売を想定しながらも、販売基準ではなく割賦基準に準じた処理が求められている点である。一方で基準29号（par.104）によると、今後の日本基準では割賦基準による収益認識が認められないので、リース取引における貸手の処理は再検討の必要があるとされている。とすれば、(a)法におけるリース利益の繰延処理や(b)法それ自体を削除したうえで、販売基準を前提とした処理を明示すべきである。

以上の問題点をふまえると、リース取引における貸手に関する処理としては、どのような仕訳が考えられるであろうか。やはり先の〔設例1〕に従って、解決策を検討してみよう。

まず貸手であるA社がZ社から当該物件を購入した日には、借方でリース対象となる棚卸資産を意味するリース投資資産ないしリース商品を認識し、掛取引であれば貸方で買掛金を計上する。むろん取引の実態に応じて、掛が成立する前に対価を支払ったのであれば現金預金、他の販売用の棚卸資産をリース対象としたならば商品や製品などの勘定を用いることが考えられる。

(借)	リース投資資産	50,000	(貸)	買掛金	50,000
	(リース商品)			(現金預金)	

次にA社がB社とリース取引を開始した日には、所有権移転の有無に関係なく借手に対する金銭債権としてリース債権を借方で認識し、さらに通常金銭債権や売上の計上と同

様に利子抜法によって 50,000 円を計上する。ここで利息以外の要素があれば売上高に加減し、その売上高にリース対象となる棚卸資産を対応させるため、リース投資資産（リース商品）の取得原価を売上原価に振替える。

(借)	リース債権	50,000	(貸)	売上	50,000
(借)	売上原価	50,000	(貸)	リース投資資産	50,000

最後にA社がB社からリース料を回収した日には、借手に対する金銭債権であるリース債権に償却原価法を適用して財務収益たる受取利息を認識する。

(借)	現金預金	12,195	(貸)	リース債権	8,695
				受取利息	3,500

以上のように貸手側の取引を処理すれば、所有権移転の有無によって勘定を分けることもなく、リース取引においても販売基準に基づく割賦販売の規定とも整合的に処理することができる。

4 小括

基準13号及び適用指針16号は、当時のIAS17 (IASB, 2003) との国際的な収斂の要請から公表されたもので、割賦購入説に基づきながら、ファイナンス・リース取引については通常の売買取引と同様の処理を求めたものであった。しかし、貸手側には割賦基準を前提とした処理を含む三つの方法を認め、しかも所有権移転の有無で勘定科目を分けたため、営業収益と財務収益との区分や販売基準との整合性が図られたものとはなっていない。

そこで本章では、適用指針16号で示された勘定科目及び会計処理を検討し、所有権移転の有無にかかわらずリース債権及びリース投資資産（リース商品）を統一的に用いること、償却原価法による利息は販売益とは区分すること、販売基準に従いリース利益の繰延処理を廃止することを提案した。またIFRS16 (IASB, 2016) でも、借手側では使用权モデルを採用するものの、貸手側についてはファイナンス・リースの考え方を基本的に踏襲するとされている³。しかも割賦基準を廃止する方向にある基準29号を考慮するならば、販売基準を前提とした勘定科目及び会計処理の整備は喫緊の課題といえよう。本章は、その課題解決のための一案を示したものである。

³ IFRS16 における貸手の処理の詳細は、たとえば山崎 (2014) 及び蒔田 (2018) を参照。

【参考文献】

- 加藤久明(2009)「第3章 日本のファイナンス・リース会計基準の分析 - レサーの会計 -」, 佐藤信彦・角ヶ谷典幸編『リース会計基準の論理』税務経理協会, 63-84頁。
- 企業会計基準委員会(2007a)「企業会計基準第13号 リース取引に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会(2007b)「企業会計基準適用指針16号 リース取引に関する会計基準の適用指針」。
- 企業会計基準委員会(2008)「企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会(2018a)「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会(2018b)「企業会計基準適用指針第30号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。
- 企業会計審議会(1949)「企業会計原則」。
- 企業会計審議会(1993)「リース取引に係る会計基準」。
- 茅根聡(1998)『リース会計』新世社。
- 菱山淳(2012)「リース取引の認識対象に係る二つの系譜 - 『物』の計上と『権利』の計上」『専修商学論集』第94号, 105-117頁。
- 蒔田真也(2018)「IFRS16号『リース』に関する一考察 - 貸手の会計処理に着目して -」『高千穂論叢』第53巻第1号, 119-141頁。
- 山崎尚(2014)「リースの貸手に対する使用権モデル適用に関する検討」『早稲田大学大学院商学研究科紀要』, 149-164頁。
- IASB(2003) *IAS17, Leases*.
- IASB(2009) *IFRS9, Financial Instruments*.
- IASB(2014) *IFRS15, Revenue from Contracts with Customers*.
- IASB(2016) *IFRS16, Leases*.

第7章 連結内部利益と新たな収益認識

小阪敬志（日本大学）

1 はじめに

周知のように、IFRS15 (IASB, 2014b)¹が公表され、顧客との契約から生じる収益を認識するための規程が整備されている。わが国でも収益認識に関する包括的な会計基準の開発が進められ、2018年3月には基準29号（企業会計基準委員会、2018a）が公表され、2021年4月以降は、強制適用されるようになる。その基本的内容はIFRS15と同様であり、顧客との契約における義務の履行に着目した収益認識が行われることとされた（par.17）。

他方、基準29号の文脈では見られなくなってしまったものの、これまで日本基準においては実現や投資成果のリスクからの解放といった考え方に基づいて、顧客との契約に基づく収益の認識が行われてきた。たとえば、連結会社（親会社および子会社）間の営業取引から生じた利益（以下、連結内部利益）については、個別財務諸表上は企業会計原則（第二、三、B）における実現性の有無に基づいた計上が行われる。そして連結財務諸表上は、基準22号（企業会計基準委員会、2013b）に従って、連結内部利益は未実現利益としてその消去が要求される（pars.36-37）。すなわち、個別上と連結上という異なる視点から、実現性の有無が判断されてきた。

基準29号（par.99）は、「基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定め」ているものの、同基準の公表によって基準22号が改正されていないことからすれば、個別上の収益認識は基準29号に従い、連結上では集団外部との取引による収益認識は基準29号に準拠しつつ、連結内部利益については基準22号による未実現利益の消去規定に基づいて処理される可能性がある（図表7-1）。

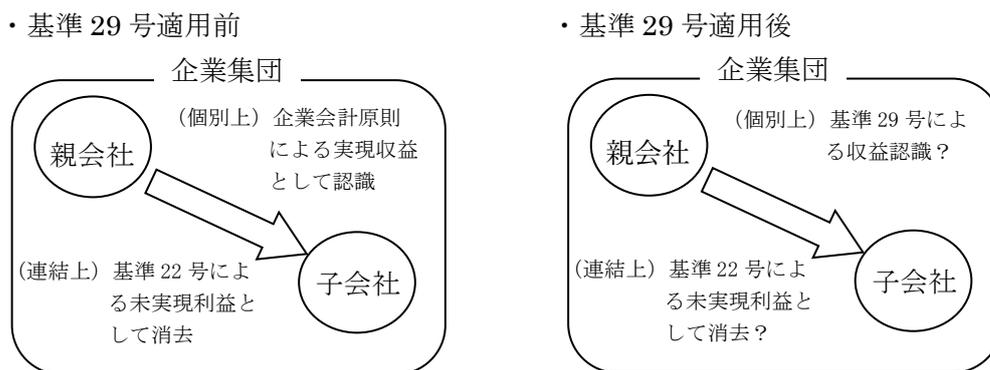
この点に関して、そもそもの問題として連結会社の個別財務諸表上、連結内部利益に対し基準29号が適用されるか否かについては定かでない²。そこで、本章ではまず基準29号

¹ FASBからはASCのTopic 606が公表されており、IFRS15と概ね同一の規程が設けられている。

² 鈴木（2018, 285）によれば、企業集団内部における固定資産の売買取引（販売側の会社が通常の営業活動として設備の販売を行っているケース）について、連結会社の個別財務諸表上、基準29号の全般的な適用の検討が必要となる旨指摘されている。

が個別上の連結内部利益にも適用されうることを指摘した上で、連結内部利益をめぐる実務上の論点について検討する。なお、連結会社間取引より生じる未実現利益には、棚卸資産の売買に代表される営業取引によって生じるもののほか、固定資産の売買取引から生じる売却益も含まれうるが、本章では基準 29 号の定める取引の範囲との整合性から、営業活動によって生じる利益に限定して検討を進める。

図表 7-1 基準 29 号適用前後における連結内部利益の関連規定



出所：筆者作成。図表は親会社から子会社への販売取引を前提としている。

2 個別上の連結内部利益に対する認識規準

個別上の連結内部利益が基準 29 号に従って認識されるか否かを判断するには、3つの点について判定が必要である。すなわち、①個別上の連結内部利益が基準 29 号の「範囲」に含まれるか否か、②連結会社間取引における買手側の連結会社が「顧客」に該当するか否か、③売手側の義務の履行によって、買手側の連結会社（＝顧客）が財やサービスに対する「支配」を獲得するの否か、の3点である。①および②は、大きく見れば基準の適用範囲の問題であり、③が実質的な適用の是非をめぐる問題と整理できよう。

2.1 基準 29 号の適用範囲をめぐる問題

まず、①「範囲」の問題であるが、基準 29 号の開発方針としては、IFRS15 の基本的な原則を取り入れることが出発点とされている（par.97）。しかしながら、図表 7-2 から明らかのように、IFRS15（par.5）では連結会社間取引により生じる債権や債務が適用対象外となることが明示されているのに対し、基準 29 号（par.3）では明示的には除外されていない。加えて、基準 29 号（par.99）は、「基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表において

同一の会計処理を定め」ている。したがって、連結内部利益、すなわち連結会社間の取引から生じる収益（に含まれる利益）は、少なくとも売手側の連結会社の個別財務諸表上、基準 29 号の適用「範囲」からは除外されていないものと理解できよう。

図表 7-2 IFRS15 と基準 29 号の適用が除外される取引の比較

	IFRS15 (par.5)	基準 29 号 (par.3)
適用範囲から除かれる取引	(a) リース契約 (b) 保険契約 (c) <u>IFRS9「金融商品」, IFRS10「連結財務諸表」, IFRS11「共同支配の取決め」, IAS27「個別財務諸表」および IAS28「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれる金融商品および他の契約上の権利または義務</u> (d) 顧客等への販売を容易にするための、同業他社との非貨幣性の交換	(1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品にかかる取引 (2) リース取引 (3) 保険法における定義を満たす保険契約 (4) 顧客等への販売を容易にするために行われる同業他社との商品または製品の交換取引 (5) 金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料 (6) 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化にかかる譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡

出所：筆者作成。下線は引用者による。

とはいえ、基準 29 号は「顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される」(par.3) ものであるから、買手側の連結会社が基準 29 号における「顧客」にあたらなければ、基準 29 号は適用されないこととなる。したがって、②「顧客」の問題についても検討する必要がある。基準 29 号 (par.6) によれば、「『顧客』とは、対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者をいう」とされる（下線は引用者による。以下同様）。たとえば、親会社

が製造した製品を子会社に対して販売し、子会社が消費者への販売を担うような取引スキームの場合、親子会社間の取引においても、法的には売買契約が締結され、契約に基づいた製品と対価の交換が行われなければならない。すなわち、このケースにおける親会社にとっての「子会社」は、子会社にとっての「消費者」と同じように、「顧客」としての立場にあるといえよう³。この議論は親会社と子会社の立場（売手と買手）が逆であったとしても変わるところはない。

したがって、連結内部利益は、少なくとも売手側の個別財務諸表上、基準 29 号によって処理される可能性がある。

2.2 連結会社間取引における支配の移転

そこで次に、連結内部利益が基準 29 号における収益の具体的認識要件を満たしうるか、すなわち③「支配」の問題についての検討が必要となる。検討に先立ち、[設例]を用いて「支配」の要件充足の有無が、連結会社の個別財務諸表にどのように影響するかを確認する。なお、[設例]では支配の移転に関する具体的な判定には踏み込まずに、単純に支配の移転の有無による会計処理の相違のみを確認する。

[設例]

P 社は S 社の発行済議決権付株式の 100%を保有し、S 社を子会社としている。P 社は自社で製造した製品を S 社に販売し、S 社が消費者へと販売を行っている。

(ケース 1)

P 社は原価 1,000 の製品に利益 300 を上乗せして S 社に現金売上し、当該製品に対する支配は S 社へと移転した。S 社は当該製品を期末現在手許に保有している。

(ケース 2)

P 社は原価 1,000 の製品に利益 300 を上乗せして S 社に現金売上したが、当該製品に対する支配は S 社へと移転しなかった。S 社は当該製品を期末現在手許に保有している。

³ ここでは、親会社から子会社、子会社から消費者へと、製品の支配が移転することを前提としているが、親子会社間での支配の移転が成立しうるか否かは、論点となる。この点については 2.2 にて検討する。

(ケース 1)

・ P 社の仕訳 (個別上)

(借) 現 金 1,300 (貸) 売 上 1,300

・ S 社の仕訳 (個別上)

(借) 仕 入 1,300 (貸) 現 金 1,300

S 社への販売によって支配の移転が認められれば、P 社の個別財務諸表において売上の認識が行われる。同時に、製品に対する支配を獲得している S 社においても、仕入れた製品の認識が行われる。なお、ここでは P 社および S 社ともに、三分法による処理を行っているものとして処理しているが、以下においても同様とする。

(ケース 2)

・ P 社の仕訳 (個別上)

(借) 仕 訳 な し (貸)

・ S 社の仕訳 (個別上)

(借) 仕 訳 な し (貸)

S 社への販売を行っても、支配の移転が認められなければ、P 社の個別財務諸表において売上の認識は行われない。S 社が製品に対する支配を獲得していない以上、仕入の認識も行われないこととなる。

このように、「支配」の要件を充足するか否かは、販売元の連結会社の個別財務諸表における売上計上の有無として表れることになる。(ケース 1) の場合には、連結財務諸表作成時に、内部取引高にあたる売上高と仕入高の相殺消去と S 社が保有する製品に含まれる連結内部利益 300 の消去が行われることとなろう。他方、(ケース 2) の場合には、特段の連結修正は必要ないということになる。連結会社間取引では、単に個別上の認識の問題にとどまらず、その後の連結修正手続きにも影響を及ぼしうするため、③「支配」の問題の検討は重要な論点といえる。

この点、基準 29 号 (par.35) によれば、「企業は約束した財又はサービス...を顧客に移転することにより履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて、収益を認識する。資産が移転するのは顧客が当該資産に対する支配を獲得した時又は獲得するにつれてである」とされ、顧客の観点から支配の移転を検討することとなる。「資産に対する支配とは、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力(他の企業が資産の使用を指図して資産から便益を享受することを妨げる能力を含む)をいう」

(par.37)。資産からの便益とは、資産の使用や売却によって⁴「直接的又は間接的に獲得できる潜在的なキャッシュ・フロー(インフロー又はアウトフローの節減)である」(par.133)。

たとえば棚卸資産販売のような取引では、契約における履行義務が一時点で充足される場合には、資産に対する支配を顧客に移転することによって当該義務を履行した時に、収益認識が行われる (par.39)。

そして、基準 29 号 (par.40) および適用指針 30 号 (企業会計基準委員会, 2018b, par.14) によれば、資産に対する支配を顧客に移転した時点を決断するにあたっては、次のような指標が考慮される。

- (1) 企業が顧客に提供した資産に関する対価を収受する現在の権利を有していること
顧客が企業から提供された資産に対する対価の支払義務を、企業に対して負っている場合には、当該資産に対する支配は顧客に移転している可能性がある。
- (2) 顧客が資産に対する法的所有権を有すること
- (3) 企業が資産の物理的占有を移転したこと
買戻特約、委託販売契約、請求済未出荷契約等、物理的占有が資産に対する支配と一致しない場合もある。
- (4) 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
- (5) 顧客が資産を検収したこと

これらの指標については、連結会社間取引であっても充足されうる。一般的に、連結会社間の取引には、[設例] で確認したような親会社から子会社への販売取引 (ダウン・ストリーム取引) と、子会社から親会社への販売取引 (アップ・ストリーム取引) の 2 種類がある。しかし、いずれのタイプの取引であっても、売手側の連結会社にとって買手側の連結会社は「顧客」に該当するのであり、契約に基づく売手側の義務の履行を通じて、買手側は資産に対する支配を獲得することになる。

他方、連結会計の前提となる企業に対する支配と、基準 29 号における資産に対する支配との関係についても、検討が必要であろう。基準 21 号 (企業会計基準委員会, 2013a) に

⁴ 基準 29 号 (par.133) では、以下のような方法が例示されている。
①財の製造またはサービスの提供のための資産の使用
②他の資産の価値を増大させるための資産の使用
③負債の決済または費用の低減のための資産の使用
④資産の売却または交換
⑤借入金の担保とするための資産の差入れ
⑥資産の保有

よれば、企業に対する支配とは、「ある企業...の活動から便益を享受するために、その企業...の財務及び経営方針を左右する能力を有していること」とされる（par.7）。確かに親会社が子会社の財務や経営の方針を左右する能力が、子会社が保有する個別の資産に対する法的な権利にまで及ぶか否かについて明言はされていないものの、仮に及ぶものとした場合、あらゆる連結会社間取引では、支配の移転が認められない可能性がある（各連結会社が保有する財や提供するサービスは、すべて親会社の支配下にあり、その状況は連結会社間取引の前後で変わらない）。したがってこの場合には、[設例]（ケース 2）にあるように、連結会社間取引では販売元の連結会社の個別財務諸表上、収益認識は行われない。

しかし、この場合には、連結会社間取引による収益が連結会社の個別財務諸表に一切計上されないこととなる。現行の処理をみても、連結会社間取引による収益は、個別財務諸表上は実現したものとして計上されており⁵、（ケース 2）のような取扱いが行われていない。すなわち、たとえ同一の支配のもとで行われる連結会社間取引であっても、個別上と連結上とは、「資産に対する支配」の移転については、異なる結論が導き出されうるのである。企業に対する支配の概念は、複数の異なる報告単位を 1 つの報告単位として括るための概念であるという性格に鑑みても、「資産に対する支配」のようにある種の認識規準として機能する概念とは、別個のものとして捉えるべきであろう。

以上より、連結会社間取引においても「資産に対する支配」は移転するといえ、連結内部利益に対しては、連結会社の個別財務諸表上、基準 29 号に基づく収益認識が行われるものと考えられる。

3 基準 29 号適用下における連結内部利益の取扱い

3.1 連結内部利益の消去をめぐる議論

基準 29 号に基づいて認識される個別上の連結内部利益については、連結財務諸表作成上、その消去の是非を検討する必要がある。基準 22 号では「連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産...に含まれる未実現損益は、その全額を消去する」（par.36）こととされており、連結財務諸表上「未実現」と考えられる利益の消去が要求されている。連結内部利益の消去をめぐることは、多くの議論がなされ、おおむね次のような考え方が示されてきた⁶。

⁵ 日本基準における個別上と連結上の実現については、3.1.4 にて検討する。

⁶ 連結上の実現性をめぐる議論の整理の詳細については、小阪（2018）を参照されたい。

3.1.1 Baxter and Spinney (1975) による連結基礎概念に基づく検討

Baxter and Spinney (1975) では、連結基礎概念として所有主概念、親会社概念、拡張親会社概念、および実体概念の 4 つの考え方を挙げ、それぞれの概念において消去すべき連結内部利益の範囲が検討されている。いずれの概念においても、親会社以外の子会社の株主（非支配株主）を、企業集団の内部者とみるか外部者とみるかによって、消去の範囲が判断されており、内部者との取引によって生じたと考えられる部分のみが消去の対象とされる。

3.1.2 FASB (1991) による連結基礎概念に基づく検討

会計基準設定主体が連結基礎概念を整理した文献として FASB (1991) が挙げられるが、ここでの連結基礎概念は、Baxter and Spinney (1975) とは異なり、経済的単一体概念、親会社概念、および比例連結概念の 3 つとして整理されている。ただ、連結内部利益の消去に関する考え方は、Baxter and Spinney (1975) と同じく、各概念において非支配株主が企業集団の内部者であるか外部者であるかという観点から、連結内部利益の消去範囲が検討されている。

3.1.3 川本 (2002) による実現主義に基づく検討

上記にみられる連結基礎概念からの検討を加えるアプローチに対して、川本 (2002, 50) では連結基礎概念と連結内部利益の消去方法を結び付けようとするのは「ひとつの予断であろう」として、疑問を呈している。その上で、連結内部利益の消去について、実現主義を用いた認識のタイミングと投下資金の回収に着目した認識範囲の検討を行っている。

すなわち、「もともと売却をもって利益の実現とみなすのは、ひとつには売却によって特定の資産に投下された資金の回収が確実にとなると考えられるから」(川本 2002, 52) であるという考えに立てば、連結会社間取引によって生じた連結利益はすべてが未実現となるわけではないとする。たとえば、ダウン・ストリーム取引の場合、販売元の親会社の株主の観点からすれば、販売価格に非支配株主持分比率を乗じた金額については、余剰を伴って回収できた（実現した）と理解することができるとする（川本 2002, 53）。このように、企業集団内部で生じた利益であっても、投下資金の回収という観点から実現性の有無を判断するというアプローチも考えられる。

3.1.4 日本基準における「実現」

上記のような議論に対して、これまで日本基準では、企業会計原則（企業会計審議会、1982、第二、三、B）にしたがって、売上等の収益については「...実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限」って認識されてきた。そして、連結内部利益の実現性をめぐっては、企業会計原則における「内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう」（注 11）との考え方が基礎にある。すなわち、連結財務諸表の報告単位が企業集団であるから、その内部で行われた取引は、本支店間で行われた取引と同じように位置づけられ、そこで生じた利益はすべて未実現であると考えられる。よって、連結内部利益は持分比率の多寡やアップ・ダウンの取引種別に左右されることなく、その全額が消去されるべきと考えられるのである。このことから、これまでの日本基準における「実現」には、報告単位（個別企業もしくは企業集団）の外部への財貨等の給付とそれに伴う貨幣性資産の受領が必要とされてきたと考えられ、報告単位の範囲に応じて実現の要件も異なるものとして捉えられてきたといえよう。

3.2 基準 29 号適用下における連結内部利益の消去

冒頭にも触れたとおり、基準 29 号の公表によって基準 22 号が改正されていないことからすれば、未実現利益の消去に関する規定は、基準 29 号適用下においても有効であると考えられる。しかしながら、連結会社の個別財務諸表上、実現主義ではなく基準 29 号にしたがって認識された収益を、連結上の「実現」概念に照らして捉えなおすというのは現実的でない。そこで、基準 29 号を前提とした、あらたな連結内部利益消去の根拠を検討する必要がある。

まず消去の根拠として考えられるのは、「基準 29 号における認識要件を満たさなくなること」である。この視点は、これまでの日本基準における個別上の実現と連結上の実現との相違に基づく消去の考え方に類似する。2.2 で見たとおり、個別財務諸表上においては、売手側と買手側の連結会社の間で、「資産に対する支配」は移転するものといえたが、企業集団を前提に作成される連結財務諸表では、報告単位内部での取引であるとみることができ、当該取引による支配の移転は認められないと考えることができる。ただし、この考え方を採る場合には、「報告単位内部での支配の移転が認められない」ということについて、基準 29 号において明言しておくべきである。

今一つの根拠として考えられるのは、連結内部利益に対する「連結上は未実現である」という位置づけをなくしてしまうことである。たとえば IFRS10「連結財務諸表」(IASB, 2014a)では、「棚卸資産...のような資産に認識された集団内の取引の結果として生じた損益 (profits or losses resulting from intragroup transactions) は、全て消去する」(par.B86, (c))とされ、連結内部利益の実現性には触れられていない。日本基準においても、集団「内部」で生じた「利益」であるからこそ消去が要求されてきた背景を踏まえれば、「未実現であるから」という根拠ではなく、「内部取引による利益であるから」という根拠に基づいて消去を要求した方が、基準 29 号の規程との整合性は図りやすいと考えられる。

4 むすび

以上、本章での検討内容を要約すると次のとおりである (図表 7-3)。

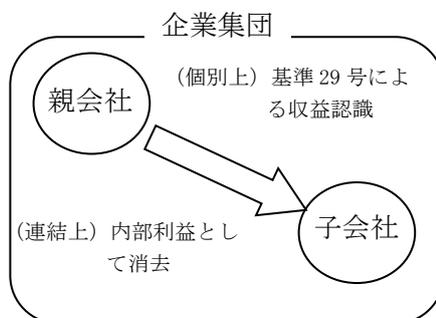
第一に、連結会社間取引により生じる利益、すなわち連結内部利益については、売手側の連結会社の個別財務諸表上、基準 29 号に依拠して収益認識が行われるものと考えられる。

第二に、連結財務諸表上では、連結内部利益を消去する根拠として、従前の連結上の実現概念によるのではなく、支配の移転が生じていないと考えられること、もしくは未実現という位置づけをなくしてしまう根拠づけを検討した。すでに IFRS では、営業取引だけでなく、固定資産の売却取引においても IFRS15 と同様の会計処理が要求されているが、基準 29 号では営業取引に限定されている (par.108)。このような現状に鑑みると、日本基準における消去の考え方も、営業取引に限らず固定資産取引まで統合的なものとなるよう検討する必要性が生じる可能性がある。その意味でも、連結上の内部利益に対しては、実現概念に基づく位置づけをなくしてしまった方が、今後の基準開発において不整合が生じる事態を回避することはできよう。

最後に、基準 29 号は IFRS15 をほとんどそのまま採用する形で設定された会計基準であるが、結果として、そもそも連結財務諸表での適用を前提として開発されている IFRS の規程が、個別財務諸表においても適用されるという状況が現出したことになる。その根拠について、基準 29 号 (par.99) では、これまでの会計基準では基本的に個別と連結で統合的な規定が設けられてきたことや、異なる規定を設けることによる連結調整コストの発生を避けることなどが挙げられている。しかしながら、そのような基準開発の結果として、個別上と連結上とで異なる、支配の移転のあり方についての検討の必要性が新たに生じたともいえる。コンバージェンスの観点から極力 IFRS と統合的な会計基準の開発を行うことが求

められる中、個別財務諸表への部分的な IFRS 導入を行った基準 29 号が、実際にどのような影響をもたらすのか、今後の動向を注視する必要があるだろう。

図表 7-3 本章の検討結果のまとめ



出所：筆者作成。図表は親会社から子会社への販売取引を前提としている。

【参考文献】

川本淳（2002）『連結会計基準論』森山書店。

企業会計基準委員会（2013a）「企業会計基準第 21 号 企業結合に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2013b）「企業会計基準第 22 号 連結財務諸表に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2016）「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」。

企業会計基準委員会（2017）「企業会計基準公開草案第 61 号 収益認識に関する会計基準（案）」。

企業会計基準委員会（2018a）「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」。

企業会計基準委員会（2018b）「企業会計基準適用指針第 30 号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。

企業会計審議会（1982）「企業会計原則」。

小阪敬志（2018）「連結上の未実現利益に関する一考察」『政経研究』第 54 巻第 3 号，78-98 頁。

鈴木真策（2018）「第 6 章 重要性等に関する代替的な取扱い」，新日本有限責任監査法人編『何が変わる？収益認識の実務 - 影響と対応 - 』中央経済社。

Baxter, G.C. and Spinney, J.C. (1975) "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA Magazine*, Vol.106, No.1, pp.31-36.

FASB (1991) *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*,
Discussion Memorandum, FASB.

IASB (2014a) *IFRS10, Consolidated Financial Statements*.

IASB (2014b) *IFRS15, Revenue from Contracts with Customers*.

第8章 金融負債の公正価値評価-企業の自己の信用リスク変動をめぐって-

菅原智（関西学院大学）

1 問題の所在

金融負債の認識と測定については、2010年以降、日本と米国及びIFRSそれぞれの会計には一定の乖離が認められ、金融負債に関する会計のコンバージェンスは達成されていない状況であるといわれていた（岩崎，2011；野村，2015）。このような乖離に是正が求められ、近年になり2016年には、FASBが会計基準更新書（*Accounting Standard Update: ASU*）2016-01「*Accounting Standard Update No.2016-01, Financial Instruments – Overall (Subtopic 825-10) : Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*（金融商品-全般：金融資産及び金融負債の認識と測定）」を公表した。しかし、この基準についても周囲のコンバージェンスを求める声に関わらず、未だ多くの相違点が指摘されている（吉田，2017）。その中の一つに、金融負債の公正価値評価に関する企業の自己信用リスクの問題がある。この問題は日本では「負債のパラドックス」などと呼ばれており（陳，2016；野村，2015）、企業の自己信用リスクが下落するとデフォルト・リスクが高まり、その結果高い金利で金融負債を公正価値で評価すると利益が計上されるという問題である（Lachmann et al., 2015；Gaynor et al., 2011）。逆に、自己信用リスクが上昇しても金融負債は低い金利による公正価値評価が行われ損失を生じてしまうことになる。本論文は、この「負債のパラドックス」の問題に関して、金融負債の会計処理方法が複数並存する現状において、財務諸表の利用者が混乱することなく最も合理的に意思決定できる方法を検討することを目的とする。

2 金融負債の会計基準

2.1 日本基準

日本の会計基準では、まず、支払手形、買掛金、借入金、社債その他の金銭債務は債務額で測定される。また、デリバティブ債権債務は時価で測定し、評価差額は損益に計上する。（企業会計基準委員会，2008；日本公認会計士協会，2015）。また、2011年2月には企業会計基準委員会より「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討

状況の整理」が公表されている（企業会計基準委員会，2011）。しかし2011年以降，日本の金融負債に関する会計処理が大きく本質を変えることはなかった。したがって，日本の現行会計制度に基づけば，企業の自己信用リスクに関わる金融債務は，その項目にもよるが，取得原価（償却原価）で評価・測定されることになる。以下では，その処理方法を設例に基づき仕訳例で示す。

[設例]

- (1) 株式会社 Stussy（S社）は20X1年期首に年利3%，期間3年，額面10,000円，発行価額9,100円の社債（金融負債）を発行し，現金を受け取った。利息の支払いは期末とし，現金で支払う（約定利息は省略する）。なお，期末には信用リスクの変動はなかった。
- (2) 20X2年期末になり，S社の業績が悪化し，S社の信用リスクが上昇し市場では5%でないと社債を発行できなくなった。
- (3) 20X3年期首にS社が発行していた社債を現金で途中償還した。

日本基準を採用した場合，社債は発行した時点で償却原価（取得原価）により測定し，仕訳がなされ財務諸表に計上されることになる（定額法の場合を示す）。債務額の9,100円が社債の原価評価として貸借対照表の負債に計上される。

20X1年

期首・社債発行

(借)	現		金	9,100	(貸)	社		債	9,100
								(金融負債)	

期末・利息支払

(借)	社	債	利	息	300	(貸)	社		債	300
-----	---	---	---	---	-----	-----	---	--	---	-----

20X2年の期末には，設例にあるように，S社の信用リスクが上昇し，3%から5%へと変動した。これにより社債の公正価値は変動するはずであるが，日本基準を採用している場合には，社債は取得原価により評価・測定されるため，発行当初の債務の額により貸借対照表に表示される。したがって，公正価値の変動分は認識されないし，仕訳も行われない。

20X2年

期末・利息支払

(借)	社	債	利	息	300	(貸)	社	債	300
-----	---	---	---	---	-----	-----	---	---	-----

期末・信用リスク変動に起因する公正価値の変動

仕訳なし

20X3年には社債の満期償還を待たず途中で償還することになった場合、仕訳には、貸借対照表に取得原価で計上された債務額を貸方から削除すべく借方に社債 9,700 円を記入し、逆に貸方には支払った現金を 9,700 円計上する。これで、社債は財務諸表から消滅したことになる。

20X3年

期首・途中償還

(借)	社	債	9,700	(貸)	現	金	9,700
-----	---	---	-------	-----	---	---	-------

2.2 IFRS

IFRSにおける金融負債の会計処理は、2009年に公表されたIFRS9の改訂版で2010年10月に公表された2010年10月改訂IFRS9に基づいて処理されることになる（IASB, 2010）。IASBは当初、すべての金融資産と金融負債に公正価値評価を採用する意図でそれまでのIAS39「金融商品：認識と測定（Financial Instruments: Recognition and Measurement）」を改正しIFRS9「金融商品（Financial Instruments）」を公表することにした。しかし、企業の自己信用リスクの問題をどのように取り扱うかといった点について意見統一が図れず（越智, 2011）、結局、2010年改訂版のIFRS9による金融負債の新しい基準が成立した。現在でもその基準で会計処理が行われている。

IFRSにおける金融負債の現行基準では、金融資産と異なるアプローチが採用されており、一部の規定を除き、原則としてIAS39における金融負債の分類及び測定に関する規定がそのまま維持されていると解釈される（越智, 2011）。IAS39の規定に基づけば、金融負債は原則として償却原価で測定されることになる。ただし、売買目的で保有する金融負債、公正価値オプションを適用する場合、あるいは組込デリバティブが存在する場合はその限りでないとされている。特に、自己信用リスクの問題が関係するのは公正価値オプションを適用するケースで、当該オプションを適用した結果、自己の信用リスクに伴う公正価値の変動分

はその他の包括利益として処理し、その他の公正価値の変動は純損益に計上するとされている。以下では、IFRSに基づく金融負債の公正価値会計の処理方法を日本基準の説明で利用した同じ設例に基づき仕訳で示す。

IFRS 基準を採用した時点では、日本基準と同じく、社債は発行した時点で償却原価（取得原価）により測定し、仕訳がなされ財務諸表に計上されることになる。債務額の 9,100 円が社債の原価評価として貸借対照表の負債に計上される。

20X2 年の期末には、S 社の信用リスクが上昇し、3%から 5%へと変動した。これにより社債の公正価値は変動する。IFRS 基準では、社債を含む金融負債は公正価値で評価するため、金利変更前の 20X2 年度末社債の割引現在価値から金利変更後の 2012 年度末社債の割引現在価値を差し引いた金額だけ社債の貸借対照表価額が減少する。それと同時に社債評価益が計上されるが、この評価益は IFRS に基づけばその他の包括利益として処理されることになる。この状況がいわゆる「負債のパラドックス」と呼ばれる現象であり、S 社の業績悪化により発行した社債の価値が減少し、評価益が計上されることになる。

20X2 年

期末・利息支払

(借)	社債利息	300	(貸)	社債	300
-----	------	-----	-----	----	-----

期末・信用リスク変動に起因する公正価値の変動

(借)	社債	190 *	(貸)	社債評価益	190
				(その他の包括利益)	

* 190 = (金利変更前の 20X2 年度末社債の割引現在価値 - 金利変更後の 2012 年度末社債の割引現在価値) = $(300+10,000) / (1+0.03) - (300+10,000) / (1+0.05)$

20X3 年時点で社債の満期償還を待たず途中で償還することになった場合、仕訳には、前期時点で公正価値評価された社債の貸借対照表価額 9,510 円が計上（当期首簿価 9,400 + 期末利息分 300 - 公正価値の変動分 190）されているので、この金額を貸方から削除すべく借方に社債を同額記入し、逆に貸方には支払った現金を 9,510 円計上する。これで、社債は財務諸表から消滅したことになる。

20X3 年

期首・途中償還

(借)	社	債	9,510	(貸)	現	金	9,510
-----	---	---	-------	-----	---	---	-------

2.3 SFAS

米国では、2016年1月にASU2016-01が公表され、これまでの金融負債の会計基準が大きく変更されることになった（FASB, 2016）。2010年の改定前には、SFAS159「金融資産と金融負債の公正価値オプション（The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities）」に基づき、金融負債のうち公正価値オプションを適用することを選択した項目についての公正価値変動は全額純損益に計上していた（FASB, 2007）。ところが改正後は、公正価値変動を企業の自己信用リスクから生じる部分とそれ以外の部分に区別して、前者はその他の包括利益に計上することになった。この改正はいわゆる「負債のパラドックス」問題に対処するために設けられた処理であると解釈されている（吉田, 2017）。

このような FABS 基準に基づく信用リスク変動に起因する金融負債の公正価値変動分をその他の包括利益に計上する方法は、IASB による IFRS9 に類似する会計処理方法であるとも言えるが、大きく異なる点としては、信用リスク変動に起因する金額がその後実現した場合には純利益にリサイクリングされることになっている。以下では、FASB に基づく金融負債の公正価値会計の処理方法を仕訳で示す。

まず、2016年改正前の SFAS159 に基づき公正価値変動は全額純損益に計上していた。上記した日本基準において利用した設例を同じく利用すると、20X2年の信用リスク変動が生じた場合、SFAS159 では社債を含む金融負債は公正価値で評価するため、金利変更前の20X2年度末社債の割引現在価値から金利変更後の2012年度末社債の割引現在価値を差し引いた金額だけ社債の貸借対照表価額が減少する。それと同時に社債評価益が計上されるが、この評価益は IFRS 基準とは異なり当期純損益に計上することになる。

(2016年改正前)

20X1 年

日本基準の処理と同じ

20X2 年

期末・利息支払

(借)	社債利息	300	(貸)	社債	300
期末・信用リスク変動に起因する公正価値の変動					
(借)	社債	190 *	(貸)	社債評価益	190
(当期純利益)					

20X3年時点で社債の満期償還を待たず途中で償還することになった場合、仕訳には、前期時点で公正価値評価された社債の貸借対照表価額 9,510 円が計上されているので、この金額を貸方から削除すべく借方に社債を同額記入し、逆に貸方には支払った現金を 9,510 円計上する。これで、社債は財務諸表から消滅したことになる。これは IFRS と同じである。

20X3年

期首・途中償還

(借)	社債	9,510	(貸)	現金	9,510
-----	----	-------	-----	----	-------

次に 2016 年以降の ASU2016-01 に基づけば、IFRS と同じく 20X2 年の信用リスク変動が生じた場合、社債を含む金融負債は公正価値で評価するため、金利変更前の 20X2 年度末社債の割引現在価値から金利変更後の 2012 年度末社債の割引現在価値を差し引いた金額だけ社債の貸借対照表価額を減額し、それと同時に社債評価益をその他の包括利益として計上することになる。

(2016年改正後)

20X1年

日本基準の処理と同じ

20X2年

期末・利息支払

(借)	社債利息	300	(貸)	社債	300
期末・信用リスク変動に起因する公正価値の変動					
(借)	社債	190 *	(貸)	社債評価益	190
(その他の包括利益)					

しかし、ASU2016-01がIFRSと大きく異なるのは、信用リスク変動に起因する金額がその後実現した場合には、その他の包括利益として一度計上された金額は、純損益にリサイクルされることになっている。社債を貸借対照表から消滅させる仕訳に加え、リサイクルの仕訳が別途追加的に行われる。

20X3年

期首・途中償還

(借)	社	債	9,510	(貸)	現	金	9,510						
(借)	社	債	評	価	益	190	(貸)	社	債	評	価	益	190
			(その他の包括利益)									(当期純利益)	

以上の通り、日本基準、IFRS及びSFASには会計処理上の差異が存在することがわかる。

3 先行研究の整理

負債のパラドックスは、英語では Paradox of Liabilities とは一般的に定義されない。海外の先行研究では、counter-intuitive gain (lose) や (Gaynor et al., 2011), counter-intuitive effect (Lachmann et al., 2015) などと呼ばれている。この問題は FASB が公表した SFAS159「金融資産と金融負債の公正価値オプション」基準によって、その議論が顕在化したと言われる (Barth et al., 2008)。

当該問題に関して先行研究を整理するとこれまで様々な賛否両論が論じられている。例えば、公正価値変化を純損益として計上することに賛成する見解としては、企業の信用リスクが上昇する場合、利益を報告することで金融負債保有者が直面する経済状況を正確に反映することになるという見解がある (Lipe, 2002; Barth & Landsman, 1995)。特に信用リスク上昇は当該負債の公正価値を減少させ、これは企業がその負債を弁済しなくても良い (すなわち、負債の弁済を株主以外の誰かに引き受けもらう) 可能性を高めることになる (Lipe, 2002; Barth & Landsman, 1995)。

これに対して、同じ理由から公正価値変動を純損益計上することに反対する意見も存在する。仮にその処理が会計上正しくとも、企業の信用リスクが悪化した時に収益を計上するのは直感的ではなく (counter-intuitive) ミスリーディングで利害関係者を混乱させてしまう恐れがあるという見解がある (Barth et al., 2008; Chasteen & Ransom, 2007)。また、

実務界からは、このような信用リスクに起因した公正価値の変化は無視すべきという意見も見られる（例えば Moody's Investors Service, 2010 ; Reilly, 2007）。

近年の先行研究の潮流としては、実験研究を用いて望ましい金融負債の会計処理を明らかとすることが行われてきた。例えば、Gaynor et al. (2011) は、184名の米国公認会計士を対象に実験研究を行い、財務報告利用者が企業の信用リスクの変動に起因する公正価値損益を認識することで、当該企業の財務状態についてどの程度誤解を起こしてしまうかについて調査を実施した。本先行研究の動機は、SFAS159で規定される金融負債の公正価値評価によって生じた「負債のパラドックス」による混乱を検証するという目的で実施された。結果は、この研究に参加した70%以上もの回答者が、金融負債の公正価値評価による利益の計上により、信用リスク下落に起因するパラドキシカルな関係性を誤って評価することが明らかとなった。本研究は、当該結果に基づき、企業の信用リスク変動による損益を損益計算から除くべきであると主張した。

更に Lachmann et al. (2015) は、これまでの IAS39 および SFAS159 とは異なる会計処理を規定した IFRS9 の効果を検討するために、Gaynor et al. (2011) と同じく実験研究を行なった。IFRS9 は上記したとおり、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、2010年以前の基準にあるように純損益には計上せず、その他の包括利益に計上するという方法が取られた。そこで Lachmann et al. (2015) は、この新しい処理方法に基づいた会計報告が、財務報告利用者の意思決定にどのような影響を及ぼすかについて調査を試みた。当該実験研究は監査人として監査業務およびそれに関わる業務に携わる93人のドイツ人を対象に行われた。結果は、IFRS9の規定のとおり信用リスクに起因する評価損益を純利益ではなくその他の包括利益に計上すると、回答者が当該企業の信用リスクを正確に評価ができるようになる傾向があることを明らかとした。従って、Lachmann et al. (2015) は IFRS9 のとおり信用リスク変動に起因する損益を純損益から除くことで、財務報告利用者が企業の業績に関して誤って理解することを防ぐことができると結論づけた。

上記した通り最新の先行研究に基づけば、並存する複数の金融負債に関する信用リスクに起因する公正価値変動分の処理は SFAS159 よりも IFRS9 に規定されたその他の包括利益として処理をする方法が望ましいと主張される。しかし、上記したような海外の先行研究では、以下のような2つの限界が指摘できる。

第一に、2016年1月に新たに ASU2016-01 が公表され (FASB, 2016)、これまでの金融負債の会計処理方法が大きく変更されることになったが、この変更を反映した研究が未

だ存在しないという点である。この基準は、金融負債の公正価値評価に関し、これまでの SFAS159 の規定内容を置き換え、IFRS9 と同じくその他の包括利益に計上するという改正が加えられた。それと同時に、大きく異なる点としては、信用リスク変動に起因する金額がその後実現した場合には純利益にリサイクリングすることになっている。リサイクリングしない IFRS 基準と比べると大きな乖離があると言える。

第二に、3つの並存する会計処理方法を比較検討する実験研究は先行研究にはこれまで存在しないという点である。Gaynor et al. (2011) は、公正価値の変動を純損益に計上するか、原価評価（償却原価法）を採用した前提で公正価値変動を認識しないかのどちらかが望ましいかを検討した研究であった。ところが Lachmann et al. (2015) は当該公正価値変動額を純損益あるいはその他の包括利益どちらに計上すべきかを検討した研究であった。従って、これら3つの会計処理方法を同時に実験研究で比較した研究はこれまで存在しない。

4 展望

本論文は、いわゆる「負債のパラドックス」の問題に関して、金融負債の会計処理方法が複数並存する現状において、財務諸表の利用者が混乱することなく最も合理的に意思決定できる方法を検討することを目的とした。特に、2016年のASU2016-01の公表以降実施されていない実験研究の実施の可能性について、検証を試みた。今日並存する基準は、金融負債の信用リスク変動に起因する公正価値の変動額について償却原価法を採用する日本基準、公正価値評価してその他の包括利益とする方法を採用するIFRS、そしてその他の包括利益とするIFRSと同じ方法を採用するが当該評価損益が実現した場合にはリサイクリングして純損益計上するFASBが採用する方法、更には2016年以前は、FASBは当該公正価値の評価差額を純損益に直接計上する方法がある。しかし、これまで先行研究において論理的比較考察はなされてきたが、実際に財務報告利用者がそれぞれの基準を採用するもとの、どのような意思決定や行動をとるかは依然明らかとされてこなかった。

本研究は、このような問題意識の下、実験研究による実証研究を実施する可能性を模索することを目的とした。将来の研究において実証的データに基づき明らかとしたいと考えている。

【参考文献】

岩崎勇 (2011) 「IFRS における自己の信用リスクの変動に基づく金融負債の時価評価につ

- いて」『財務会計研究』第5巻, 35-64頁。
- 越智淳 (2011) 「第29回 IFRS第9号「金融商品」『会計・監査ジャーナル』第667号, 34-43頁。
- 企業会計基準委員会 (2008) 「企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準」。
- 陳劉 (2016) 「金融負債の公正価値における自己の信用リスク-自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を中心に-」『経済論究 (九州大学)』第155号, 1-14頁。
- 日本公認会計士協会 (2015) 「会計制度委員会報告第14号 金融商品会計に関する実務指針」。
- 野村篤史 (2015) 「金融負債の公正価値測定」『関西学院商学研究』第69巻, 57-84頁。
- 吉田康英 (2017) 「米国における金融商品会計の見直し作業の変遷及び結果の考察-金融資産及び金融負債の分類と測定指針の2016年改訂-」『中京経営研究 (中京大学)』第26巻, 97-122頁。
- Barth, M., Hodder, L. & Stubben, S. (2008) “Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk,” *The Accounting Review*, Vol.83, No.3, pp.629-644.
- Burgstahler, D. & Chuk E. (2013) “What Have We Learned about Earnings Management? Correcting Disinformation about Discontinuities,” *Working Paper*, University of Washington, University of Southern California.
- Chasteen, L. G., & Ransom. C. R. (2007) “Including Credit Standing in Measuring the Fair Value of Liabilities – Let’s pass This One to the Shareholders,” *Accounting Horizons*, Vol.21, No.2, pp.119-135.
- FASB (2007) *SFAS159, The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities Including an Amendment of FASB Statement No.115*.
- FASB (2016) *Accounting Standard Update No.2016-01, Financial Instruments - Overall (Subtopic 825-10) : Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*.
- Gaynor, L. M., McDaniel, L, and Yohn T. L. (2011) “Fair Value Accounting for Liabilities: The Role of Disclosures in Unraveling the Counterintuitive Income Statement Effect from Credit Risk Changes,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.36, No.3, pp.125-134.
- IASB (2010) *IFRS9, Financial Instruments*.

- Koonce., I., Nelson, K. and C. M. Shakespeare (2011) “Judging the Relevance of Fair Value for Financial Instruments,” *The Accounting Review*, Vol.86, No.6, pp.2075-2098.
- Lachmann, M., Stefani, U. and Wöhrmann, A. (2015) “Fair Value Accounting for Liabilities: Presentation Format of Credit Risk Changes and Individual Information Processing,” *Accounting, Organizations and Society*, Vol.41, pp.21-38.
- Moody’s Investors Service (2010) *Moody’s approach to Global Standard Adjustment in the Analysis of the Financial Statements of Banks, Securities Firms and Finance Companies: Standardized Adjustments to Improve Global Consistency (Report number 124995)* , Global Banking.
- Reilly, D (2007) “The Gold at Crunch’s end,” *Wall Street Journal*, 28, C1-C7.

第9章 収益認識を巡る近年の不適切な会計処理の事例

福川 裕徳（一橋大学）

1 はじめに

過去数十年にわたり、不正であるか誤謬であるかを問わず、すなわち意図的であるか否かにかかわらず、企業において不適切な会計処理が生じる最大の領域は収益認識（revenue recognition）である。たとえば、1987年に公表されたトレッドウェイ委員会報告書では、1981年から1986年にかけてアメリカ証券取引委員会（SEC）によって訴訟を起こされた事例のうちの47パーセントにおいて不適切な収益認識が行われていたと報告されている（National Commission on Fraudulent Financial Reporting, 1987, 112；同訳書, 167）。また、Beasley et al.（2010）では、1997年から2007年までにSECが公表した会計監査執行通牒（AAER）を対象にした調査の結果、その61パーセントにおける不正が収益認識に関するものであったことが明らかにされている。

不適切な会計処理が生起する場合に、その多くが収益認識に関係していることは、より最近のAAERをみてもわかる。厳密に調査したわけではないが、直近の3年間のAAERから判断する限り、過去にトレッドウェイ委員会報告書やBeasley et al.（2010）が示した上記の調査結果は、今日においても妥当性を有するものと思われる。

本章では、最近のAAERのうち、収益認識に関する不適切な会計処理が問題となったものの3つを取り上げて、その具体的内容を紹介する。収益認識に関して、不適切な会計処理が実際にどのような状況において、どのような形で行われたのかを知ることは、収益認識に関する昨今の会計基準改訂を巡る議論を理解し解釈する上で有用であろう。本章で取り上げる3つの事例は、いずれもソフトウェアの販売に関係している。一口に収益認識に関する不適切な会計処理といっても、その内容は実に多様である。少数の事例の分析から何らかの示唆を得ようとするときには、そうした多様な事例から無作為に選択するよりも、何らかの共通性を持った事例を取り上げるほうがより適切であろう。そうした目で、直近のAAERから遡って一つ一つ検討すると、ソフトウェアの販売に関して不適切な会計処理が行われた事例が複数識別された。そこで、本章ではこれらの事例を選択することとした。

具体的には、Ixia社の事例（AAER第3858号、2017年2月3日）、Jack Henry &

Associates 社の事例 (AAER 第 3835 号, 2016 年 12 月 21 日), および Autonomy 社の事例 (AAER 第 3823 号, 2016 年 11 月 15 日) を取り上げる。これらの事例のうち最初の 2 つは, ソフトウェアとそれに関連するサービスを一緒に販売している場合に, 当該サービス (の提供) との関係において, ソフトウェア販売収益の認識時期が問題となったものである。なお, Jack Henry & Associates 社の事例については, SEC はこれを不正 (意図的に行われた不適切な会計処理, 財務諸表の虚偽表示) とは認定しておらず, むしろ会社の内部統制の失敗と捉えていることには注意が必要である。3 つ目の事例は, 外部の第三者を介在させて架空の売上を計上した不正の事例であり, 文書の改ざんや循環取引を伴っている。以下で順にその内容を検討する。

2 Ixia 社の事例 (AAER 第 3858 号, 2017 年 2 月 3 日)

2.1 会社の概要

Ixia 社は, カリフォルニア州に拠点を置く会社で, ネットワークのテスト, 可視化, セキュリティに関するハードウェアおよびソフトウェアを販売していた。また, 同社は, 技術サポートとその製品に対する保証・メンテナンスの期間延長とを内容とする契約後サポートを販売していた。加えて, これらのハードウェアおよびソフトウェアと一緒に, ソフトウェアのカスタマイズや製品の使用に関するトレーニングを含む専門サービス (professional services) を販売していた。以下で説明する問題となった会計処理は, 2012 年の第 3 四半期に行われたものである。なお, 同社の株式は, NASDAQ 市場で取引されていた。

2.2 問題となった会計処理

Ixia 社は, 一般的に, ハードウェアやソフトウェアといった製品と専門サービスとを組み合わせ一緒に顧客に販売していた。こうした販売は, 会計基準において「複数要素販売 (multi-element arrangements)」と呼ばれるものであって, 当該販売に含まれる製品によって, またそれらがどのように関係しているかによって, その販売にかかる収益の一部あるいは全部の認識を遅らせることが求められている。

具体的には, 1997 年に AICPA が公表した意見書 (Statement of Position) 97-2 (AICPA, 1997) は, ソフトウェアを伴う複数要素販売からの収益は, 公正価値に関する「売り手固有の客観的証拠 (vendor-specific objective evidence of fair value ; 以下, VSOE とする)」に基づいて測定された各要素 (一緒に販売される製品の各々) の公正価値にしたがって各要素

に配分されなければならないと規定していた。さらに、当該取引を構成する要素のいずれかについて VSOE が存在しない場合、複数要素販売から生じるソフトウェア収益は、すべての要素が顧客に提供されるか、あるいは VSOE がすべての要素について得られるかのどちらか早いほうの時点まで認識してはならないと規定されていた。これらの規定は 2009 年 6 月に FASB の ASC 985-605 (FASB, 2009) に組み込まれ、2009 年 9 月 15 日から適用されている。

Ixia 社は、この会計基準と整合した社内の収益認識方針を有しており、それは同社の年次報告書において開示されていた。Ixia 社は、提供する専門サービスに対する VSOE を有しておらず、したがって、同社が複数要素販売においてソフトウェアと専門サービスを一緒に販売する場合、専門サービスを完全に提供するまでソフトウェアの販売にかかる収益を認識してはならなかった。

2012 年の第 3 四半期末に、Ixia 社は、百万ドル単位の販売を行った。この取引は複数要素販売で、ソフトウェアとわずかなハードウェア、専門サービスで構成されていた。この契約の合計額は重要なものであったが、販売された専門サービスが第 3 四半期末までに提供されていないため、Ixia 社はこの取引におけるソフトウェア販売からの収益を認識することはできなかった。専門サービスの提供が完了するのは 2013 年になることが取引相手との間で合意されていた。

このとき、Ixia 社は、この取引相手に対して、もともとの注文書を 2 つに分割することを依頼した。1 つは、ソフトウェアとすでに提供した専門サービスに関するものであり、もう 1 つは、まだ提供されていない専門サービスに関するものである。つまり、もともとの販売条件は変更せず、実質的に単一の複数要素販売に対して 2 つの注文書を発行することを依頼したのである。この取引相手は、この依頼に応じた。その結果、Ixia 社は、2012 年度の財務諸表において、約 53 万ドルのソフトウェア収益を前倒しで計上することとなった。

Ixia 社は、それまで、潜在的な取引相手に対して、販売するすべての製品を含めた単一の見積書を作成していたが、以後、専門サービスを含む販売については、専門サービスに対する見積書とその他すべての要素に対する見積書を潜在的な取引相手に送付し、2 つの注文書を別々に発行してもらうことで専門サービスの購入を別にするよう要求するようになった。

この注文書の分割の目的の 1 つは、専門サービスに対する VSOE を確立することにあつた。会計基準では、VSOE は真に独立した販売に基づいて確立されなければならないと規定されているが、複数要素販売の一部として販売される専門サービスは独立した販売では

なかった。したがって、Ixia 社がこれらの販売に関する誤った記録を利用して VSOE を確立しようとしたことは、GAAP に違反するものであった。

注文書の分割は、販売見積書、注文書、送り状を含め、販売の性質を正しく反映していない文書の作成を伴っており、GAAP に違反しているだけでなく、Ixia 社の収益認識方針にも反しており、同社の内部会計統制を無視するものであった。

3 Jack Henry & Associates 社の事例 (AAER 第 3835 号, 2016 年 12 月 21 日)

3.1 会社の概要

Jack Henry & Associates 社は、ミズーリ州に本社を置く会社で、銀行および信用組合に対して、社内用および顧客用のソフトウェアを含めた情報処理ソリューションを提供していた。同社の 2014 年度の総収益 (訂正後) はおよそ 11 億 7 千万ドルであった。同社の株式は、NASDAQ 市場で取引されていた。

Jack Henry & Associates 社は、銀行および信用組合に対してさまざまなソフトウェアを販売していたが、ソフトウェアライセンスとともに、導入サービスと契約後サポートという 2 つの重要なサービスを提供していた。ほとんどの場合において、顧客との契約にはこれら 3 つの項目が含まれ、それぞれに対して契約価格が定められていた。契約の中には、何ヶ月、何年にもわたってインストールされるさまざまな製品を販売するものもあった。

同社の提供するソフトウェアには、顧客口座に関する情報処理のために金融機関の内部で使用されるソフトウェア (コアソフトウェア) と、それと統合されたさまざまなソフトウェア (補完的ソフトウェア) とがあった。補完的ソフトウェアは、そのカテゴリーごとに「製品ファミリー」に分類され、各製品ファミリーに対して、異なる部署が販売、インストール、サポートといったタスクの責任を負っていた。

多くの契約において、コアソフトウェアと補完的ソフトウェアの両方が販売され、各ライセンスには導入サービスと契約後サポートが付随していた。契約にコアソフトウェアと補完的ソフトウェアの両方が含まれる場合には、コアソフトウェアが先にインストールされ、その後、顧客との間で同意したスケジュールにしたがって補完的ソフトウェアがインストールされた。契約によっては、補完的ソフトウェアは、コアソフトウェアのインストール後、必要になるまで導入されないこともあり、その期間は数ヶ月あるいは数年に及ぶこともあった。

なお、問題視された会計処理が行われたのは、2012 年度から 2014 年度においてである。

3.2 問題となった会計処理

前述したように、ソフトウェア販売業者がソフトウェア製品と多様なサービスを一緒に販売する形態は「複数要素販売」と呼ばれる。Jack Henry & Associates 社がソフトウェア製品、導入サービス、契約後サポートを販売する取引は、ここに言う複数要素販売に該当するものであった。

各製品ファミリーについての交渉、価格決定、サポートは別々に行われたため、同社は各製品ファミリーの販売・サポートに関する契約条項をそれぞれ別のものとして扱ってライセンス収益を認識した。たとえば、ある契約に、コアソフトウェアと、異なる製品ファミリーの 3 つの補完的ソフトウェアとが含まれている場合に、同社はこれを 4 つの別個の販売として扱い、コアソフトウェアがインストールされた時点でそのライセンスに対する収益を認識していた。同様に、補完的ソフトウェアについても、それがインストールされた時点で収益を認識していた。

ソフトウェア販売にかかる収益認識に関する会計基準 ASC 985-605 では、契約に含まれるすべての要素を単一の販売として扱うことが要求されており、Jack Henry & Associates 社の収益認識方針はこの会計基準に反するものであった。したがって、同社は、ライセンス販売にかかる収益を、それが本来認識されるべき時点よりも早期に認識していた。

さらに、ASC 985-605 のもとでは、ソフトウェアが提供された四半期にソフトウェアライセンスからの収益を認識するには、当該製品と一緒に販売されるすべての未提供の要素（導入サービスと契約後サポート）について、その市場価格を決定するのに必要な公正価値の VSOE が存在しなければならなかった。Jack Henry & Associates 社が、未提供の要素のいずれかについて公正価値の VSOE を確立できない場合には、契約収益の総額をさまざまな要素に配分するための客観的方法がないことになり、したがって提供済みの要素に対する収益の認識を、すべての要素が提供されるまで遅らせなければならなかった。このケースでは、一般に、最後に提供されるのは契約後サポートであった。契約後サポートはその契約期間にわたって提供されるものであったので、契約後サポートの公正価値の VSOE が無い状況では、ソフトウェアライセンスからの収益を、契約後サポートの提供に応じてその期間にわたって認識しなければならなかった。

Jack Henry & Associates 社は、導入サービスと契約後サポートの価格に関して、公正価値の VSOE があったと主張したが、SEC は、同社にはいずれについても公正価値の VSOE

が存在していたとする十分なデータはなかったと認定した。ただし、問題となった期間に同社が認識した収益はいずれも不当なものではなく、当該収益を認識するタイミングだけが正確ではなかったと認定されている。

4 Autonomy 社の事例 (AAER 第 3823 号, 2016 年 11 月 15 日)

4.1 会社の概要

Autonomy 社は、イギリスに拠点を置くソフトウェア会社で、その株式のおよそ 40% はアメリカの投資家に保有されていた。2009 年から 10 連続四半期にわたって収益を過大計上した。2011 年に同社はヒューレット・パカード社に買収されたが、その際のデューデリジェンスは、この誤った財務情報に基づいて行われた。

少なくとも 2009 年から 2011 年 10 月にかけて、Autonomy 社は、電子メールや映像、音声メッセージといったデータベースに含まれない「構造化されていないデータ」を検索・管理するための企業向けソフトウェアを提供していた。

4.2 問題となった会計処理

Autonomy 社の財務諸表は IFRS に基づいて作成されていた。IAS 18 (IASB, 1993) にしたがって財の販売からの収益を認識するには、Autonomy 社は、次の 5 つの要件を満たしていなければならなかった。

- ① リスクと経済価値および財の所有権が買い手に移転したこと
- ② 通常、所有権と関係する程度の経営上の関与を有していないこと、また販売した財に対する有効なコントロールを有していないこと
- ③ 収益額を信頼性をもって測定できること
- ④ 当該取引と関係する経済価値が流入する可能性が高いこと
- ⑤ 当該取引に関して発生するコストが信頼性をもって測定できること

2009 年度第 1 四半期から 2011 年度第 2 四半期まで、Autonomy 社は、同社のソフトウェアをエンドユーザーに再販売するアメリカの会社を利用して、30 以上の取引で約 2 億ドルの収益を過大計上した。

Autonomy 社は、再販売業者を介してエンドユーザーにソフトウェアを販売していた。問

題となった再販売業者への販売は、同社がエンドユーザーとの交渉プロセスにあるが、四半期末までに販売を行えない場合に生じた。四半期末近くになると、Autonomy社は再販売業者に接触し、エンドユーザーへの販売がほぼ完了している旨を伝えた。そのうえで、再販売業者はエンドユーザーとまったく関係していないにもかかわらず、注文書の金額の10%の手数料を支払うことで、Autonomy社からソフトウェアを購入する交渉を行った。表面上は、再販売業者はその後、すでに決まっていたエンドユーザーにソフトウェアを販売した。しかし実際には、Autonomy社はこの取引に対する経営上のコントロールを有しており、再販売業者への販売後にも、再販売業者の関与なしにエンドユーザーと交渉を行った。ここで、Autonomy社は、再販売業者への「販売」に基づいて収益を認識した。

再販売業者は、Autonomy社から購入した製品について何ら損失を被るリスクを負っていなかった。たとえば、再販売業者は、一般に、Autonomy社がエンドユーザーとの交渉が完了するまで、購入した製品に対するAutonomy社への支払いを行わなかった。

これらの「販売」取引の結果、Autonomy社の収益は、期間によっては15%も過大に計上された。こうした取引は、IFRSの収益認識の要件を満たしていなかった。具体的には、上記の要件のうち、①、②、④が満たされていなかった。

こうした再販売業者への販売により収益を不適切に認識したことに加え、Autonomy社は、注文書の日付を実際よりも前にし、収益を不適切に前倒し計上した。これを行うに際しては、再販売業者に対して購入日を実際よりも前にした書類の作成を要求した。日付を改ざんした注文書に基づく収益の認識は、IFRSの収益認識要件を満たしていなかった。具体的には、Autonomy社が当該収益を認識した時点では、①と④が満たされていなかった。

上記のスキームにおいて、(再販売業者への「販売」の後に)エンドユーザーへの販売がうまくいく場合もあれば、うまくいかない場合もあった。エンドユーザーへの販売がうまくいかない場合には、Autonomy社に対する再販売業者の負債が増加することになり、その支払いを可能にするために、再販売業者に資金を提供することが必要であった。そこで、Autonomy社は、再販売業者に送金するための仕組みとして、循環取引を行い、再販売業者から製品を買い取った。

再販売業者を利用した収益の前倒し計上、注文書の日付の改ざん、循環取引を用いた一連の取引とそれに基づく収益の認識は会計基準に違反するものであり、業績に対する市場の期待を満たすために行われた経営者による不正であった。

5 まとめ

本章では、ソフトウェア販売にかかる収益認識に関する不適切な会計処理が問題となった3つの事例を取り上げて、その内容を紹介した。

最初の2つの事例はともに、ソフトウェアと他のサービスとが一緒に販売される「複数要素販売」において、それを構成するすべての要素に関する公正価値の「売り手固有の客観的証拠（VSOE）」が存在しておらず、したがってすべての要素が提供されるまで収益の認識をしてはならないにもかかわらず、一部の要素について収益の認識が行われたものである。

これら2つの事例において問題となったのは、基本的にはソフトウェア販売にかかる収益認識のタイミングである。ソフトウェアは提供されたものの、一緒に販売された関連サービスが未だ提供されておらず、それらのVSOEが存在しない状況においては、ソフトウェアにかかる収益は、関連サービスが提供されるまで認識できないにもかかわらず、この収益を認識したのである。注意が必要なのは、ソフトウェア自体の提供はなされていることである。つまり、この部分に関する限り、IFRSの収益認識の5要件にあてはめれば、①、②、④、⑤の4つの要件は一般に満たされていると考えられる。問題は、その収益の金額が決まらないということである。そのための要件として、アメリカの会計基準では、VSOEが存在することが求められているが、取り上げた2つの事例では、このVSOEに起因して不適切な会計処理が生じていた。VSOEが存在しているかどうかに関しては、どれほど会計基準を整備しようとも、経営者による一定の判断が不可避であると思われる。その意味では、会計基準においてVSOEを収益認識のための要件とするのであれば、この領域は不適切な会計処理が生じるリスクの高い領域として理解されるべきなのかもしれない。

会計の観点から見ると、複数要素販売において、VSOEが存在しなければ、すべての要素が提供されるまで収益を認識しないことは、信頼性のある収益の金額を得るという意味で合理的であろう。しかし、簿記の観点からはどうであろうか。簿記の目的の1つが財産管理であることを考えるとき、すでに提供済みの財・サービスについて何らの記録がなされないのは適切なのであるか。この問題に対処するには、会計上はすべての要素が提供されるまで収益認識を行わないにしても、帳簿上は、財・サービスの提供に対応して何らかの備忘記録を行うのが適切かもしれない。

第3の事例は、会計基準における収益認識の要件が満たされていないにもかかわらず、収益を認識した事例である。文書の改ざんや循環取引を伴った不正であり、これが認められ

ない会計処理であるところに議論の余地はない。

しかし、この事例は、リスクと経済価値の買い手への移転や、経営上のコントロールを有していないことといった会計基準で定められた収益認識要件がどのような状況において満たされないのかを知る上で興味深い。

この事例では、外部の取引相手（再販売業者）を巻き込んで、取引を適切なものに見せるために必要な文書を揃えていた。偽装された取引を不適切な文書で裏づけるという古典的な不正は、今後さまざまなテクノロジーが開発され、会計に应用されるにつれて減るのかもしれない。しかし、問題の本質は、不正の手口そのものではなく、会計基準上の要件を満たさない状況がどのようにして生じるのかである。そうした視点は、会計基準の改訂について考える際にも有用であろう。

【参考文献】

AICPA (1997) *AICPA Statement of Position 97-2, Software Revenue Recognition*.

Beasley, M. S., J. V. Carcello, D. R. Hermanson, and T. L. Neal (2010) *Fraudulent Financial Reporting 1998 – 2007: An Analysis of U.S. Public Companies*, Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

FASB (2009) *ASC Topic985-605, Revenue Recognition - Software*.

IASC (1993) *IAS18, Revenue*.

National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987) *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. National Commission on Fraudulent Financial Reporting. 鳥羽至英・八田進二訳 (1991) 『不正な財務報告』白桃書房。

略語一覧

- AAER : Accounting and Auditing Enforcement Releases (会計監査執行通牒)
- AICPA : American Institute of Certified Public Accountants (アメリカ公認会計士協会)
- ASC : Accounting Standards Codification (会計基準コード化体系)
- FASB : Financial Accounting Standards Board (財務会計基準審議会)
- IAS : International Accounting Standards (国際会計基準)
- IASB : International Accounting Standards Board (国際会計基準審議会)
- IASC : International Accounting Standards Committee (国際会計基準委員会)
- IFRS : International Financial Reporting Standards (国際財務報告基準)
- SEC : Securities Exchange Commission (アメリカ証券取引委員会)
- SFAS : Statement of Financial Accounting Standards (財務会計基準書)